

行方市第3次障がい者計画
行方市第7期障がい福祉計画
行方市第3期障がい児福祉計画

やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして



令和6年3月

行 方 市

は じ め に

行方市では、障がいのある人もない人も、誰もが自己の決定に基づいて社会に参加し、自己実現を目指す権利を有する主体として尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、平成30年3月に「行方市障害者計画」を策定しました。また、令和5年12月には「行方市手話言語の普及に関する条例」を制定するなど、これまで鋭意取組を進めてきたところでございます。



この間、国においては、障害者総合支援法や児童福祉法が改正され、また、県においては、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を制定されるなど、障がい児者に係る重要な法令の整備が進み、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中、本市では、環境の変化や障がいのある人の多様化・複雑化する様々なニーズに的確に対応していくため、「行方市第3次障がい者計画」・「行方市第7期障がい福祉計画」・「行方市第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。この計画では、「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」を基本理念とし、各種関連計画との整合性を図りつつ、「ともに支え合う福祉のまちづくり」、「誰にでもやさしい細やかな支援の展開」、「障がい児が健やかに成長する支援体制づくり」の3つを基本的視点として定め、各種施策に取り組むこととしております。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、各種団体、地域、事業者、行政等が連携し、各種施策に取り組んでいくことが重要となります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました行方市障害者計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて御協力いただきました皆様及び関係各位に対しまして厚く感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

行方市長 鈴木 周也

目 次

第1部	総論	1
第1章	基本的事項	1
1.	計画策定の趣旨・背景	1
2.	計画の法的根拠と位置づけ	3
3.	計画の期間	4
4.	計画の策定にあたって	5
第2章	障がい者の現状と課題	6
1.	人口の状況	6
2.	障がい者の現状	7
3.	アンケート調査結果の概要	17
4.	これまでの取り組みと課題	50
第2部	行方市第3次障がい者計画	54
第1章	計画の基本方針	54
1.	計画の基本理念	54
2.	計画推進の基本的な視点	54
3.	基本目標	55
4.	PDC Aサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進	57
5.	S D G s の視点を踏まえた計画の推進	57
6.	計画の施策体系	58
第2章	施策の展開	59
1.	ともに生きる地域づくり	59
2.	生きがいを感じる就労	59
3.	すこやかな暮らし	60
4.	自立した生活	60
5.	安全で快適な暮らし	61
6.	権利擁護の推進	61
7.	スポーツ・文化活動の推進	61
第3部	行方市第7期障がい福祉計画	63
第1章	施策の方向性と施策について	63
1.	相談や教育の推進	63
2.	雇用や就労支援	65
3.	保健や医療の充実	67
4.	福祉サービスの充実	69
5.	福祉のまちづくり	74
6.	人権尊重のまちづくり	76
7.	スポーツ・文化活動への参加促進	78
第2章	計画期間の成果目標の設定	79
1.	令和8年度の成果目標の設定	79

第3章 障がい福祉サービス等の利用実績と必要量の見込み	87
1. 障がい福祉サービス等の体系	87
2. 障がい福祉サービスの見込量の設定	88
3. 地域生活支援事業の実施について	96
第4章 計画の点検及び評価	101
1. 点検及び評価の基本的な考え方	101
2. 点検及び評価体制	101
3. 自立支援協議会の役割	101
第4部 行方市第3期障がい児福祉計画	103
第1章 障がい児福祉計画	103
1. 障がい児福祉計画について	103
2. 障がい児福祉サービスの内容	104
第2章 計画期間の成果目標の設定	105
1. 第3期計画における成果目標の設定	105
第3章 障がい児福祉サービス等の必要量の見込み	108
1. 障がい児福祉サービスの見込量の設定	108
資料編	111
・行方市障害者計画策定委員会設置要綱	
・行方市地域自立支援協議会要項	
・行方市障害者計画策定員会・行方市地域自立支援協議会委員名簿	
・行方市障害者計画検討委員会設置要項	

表紙：島田 和さん 作品「万華鏡のねこ」

第1部 総論

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成 28 年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成 26 年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、昨今の社会情勢の変化、国際的な視点を踏まえつつ、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、令和5年3月に「第5次障害者基本計画」が策定されました。

本市では、平成19年度に第 1 次の「障害福祉計画」が策定され、現在では、「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」を基本理念とし、「行方市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）を推進してきたところです。また、令和5年12月に「行方市手話言語の普及に関する条例」を施行し、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる社会の実現を目指すとともに、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。

この度、計画期間が終了することから、計画の取り組みの進捗状況を検証し、新たに本市の障がい者及び障がい児施策の方向性を定める「行方市第3次障がい者計画」・「行方市第7期障がい福祉計画」・「行方市第3期障がい児福祉計画」を策定します。

【国における関連法制度の主な動向】

<近年の国の動向>

年	国の主な法律・制度等
平成 30 年	「障害者基本計画(第 4 次)」スタート【計画期間:平成 30～令和 4 年度】
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」制定、施行 ■障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備や支援の促進など
	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)」制定、施行 ■障がい者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去など
令和 元年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」制定、施行 ■視覚障がい者の読書環境の整備など
令和 2 年	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(聴覚障害者等電話利用円滑化法)」制定、施行 ■電話リレーサービスの制度化など
令和 3 年	改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(令和 6 年 4 月 1 日施行) ■合理的配慮※1 の提供が民間事業者を含め全面的に義務化など
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 ■医療的ケア児支援センターによる支援の充実など
令和 4 年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」制定、施行 ■障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進など
	改正「障害者総合支援法」成立(令和 6 年 4 月 1 日施行) ■障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置など
	改正「児童福祉法」成立(令和 6 年 4 月 1 日施行) ■児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、障がい児施設の入所児童への自立支援の強化など
令和 5 年	「障害者基本計画(第 5 次)」スタート【計画期間:令和 5～令和 9 年度】

※1 【合理的配慮】障がいのある人と障がいのない人との平等を基礎として、すべての人権と基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適切な変更と調整のこと。特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないということが条件となる。

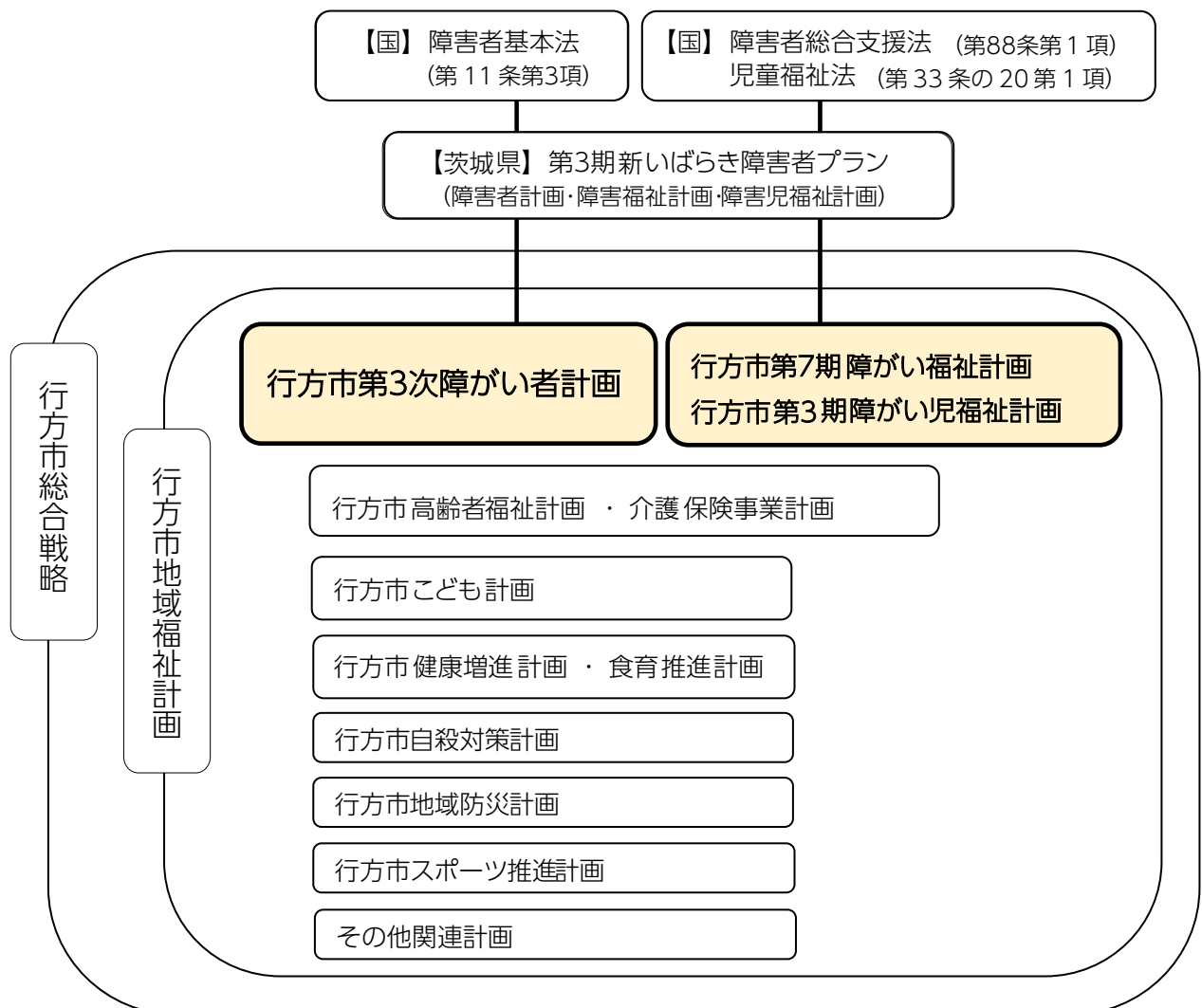
2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項を法的な根拠として策定し、行方市の障がい者施策の基本的な方向性や目標を示すものです。

また、国が定めた障害者総合支援法等の関連法を踏まえ、国や県の取り組みと連携し、市が策定した「行方市総合戦略」や「福祉関連計画」との整合・連携を図りながら施策を進めていきます。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画の期間は、「第3次障がい者計画」が令和6年度から令和11年度までの6か年、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

なお、計画期間においても、国や県の障がい者施策の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【基本計画年度】

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障がい者 計画	第2次			第3次					
障がい 福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

4. 計画の策定にあたって

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、各種の既存資料を整理するとともにアンケート調査を基に、障がいのある人の現状や意向等の内容を掲載しております。

次に、障がいのある人の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の委員の参加のもとで、計画策定委員会を開催し幅広い意見の反映に努めました。

また、本計画には、福祉分野だけではなく保健・医療・教育など多種多様な分野が関わっているため、庁内検討委員会を開催して横断的かつ整合性の取れた計画づくりに努めました。

(2) アンケート調査

行方市民であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び指定難病特定医療費受給者証の所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

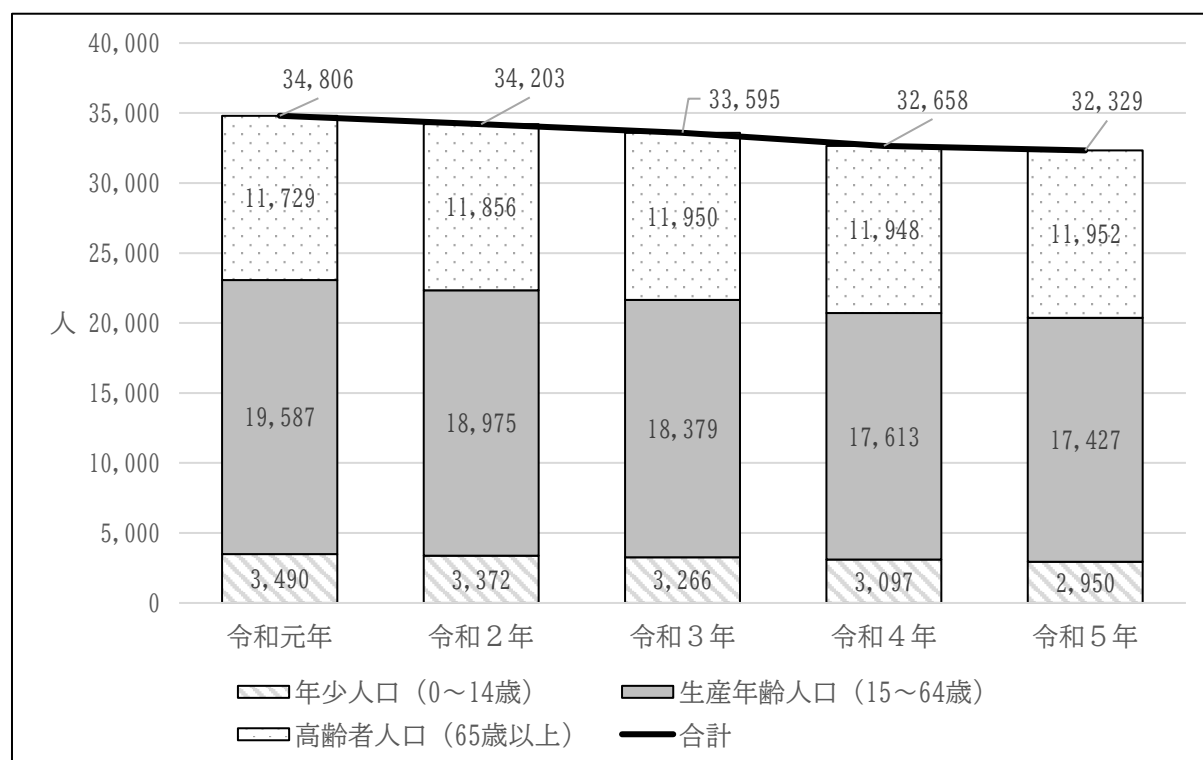
行方市のホームページに本計画素案を掲示しました。パブリックコメント形式で広く市民の意見及び情報を募集し、その内容を計画策定に考慮するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表しました。

第2章 障がい者の現状と課題

1. 人口の状況

本市の人口は、減少傾向で推移し、令和5年4月1日現在で 32,329 人となっています。65 歳以上人口は、令和5年時点で 11,952 人となっており、令和3年をピークに減少に転じており、本計画期間中も微減で推移する見通しです。一方、高齢化率は令和5年時点で 36.6% となっており、今後も上昇が続く見通しであり、令和 22 年には 40%を超えることが見込まれています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



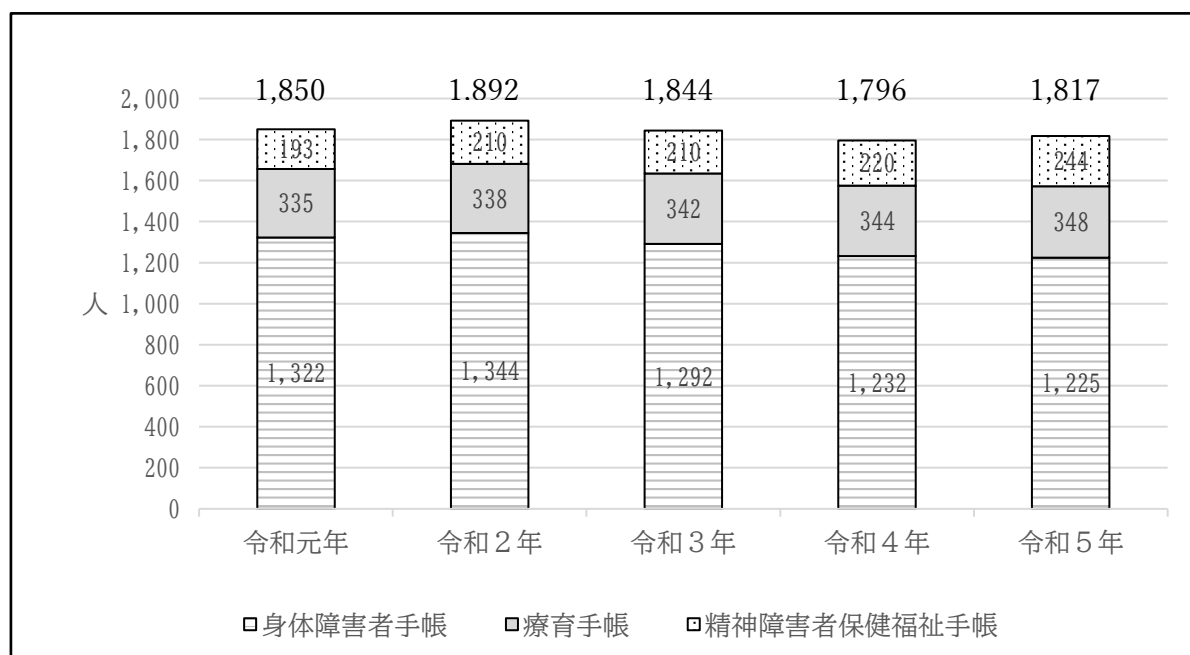
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

2. 障がい者の現状

(1) 手帳所持者数

令和5年4月1日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳 1,225 人、療育手帳 348 人、精神障害者保健福祉手帳 244 人の合計 1,817 人となっており、総人口の 5.6%が手帳所持者という状況です。

【障害者手帳所持者数】



資料：社会福祉課調べ(各年4月1日現在)

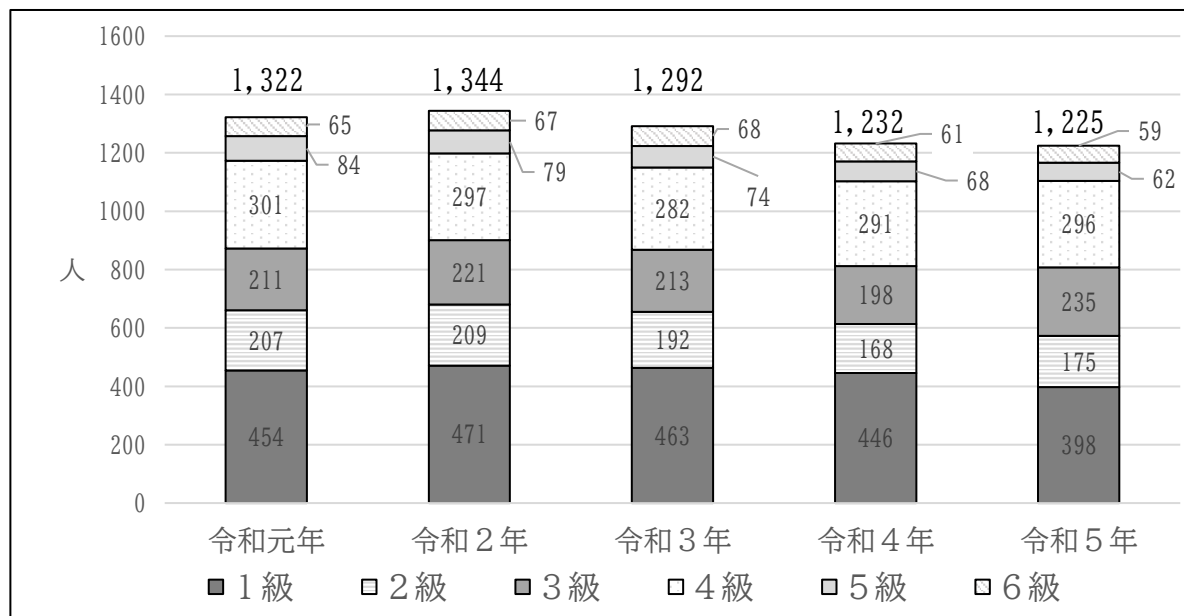
単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,322	1,344	1,292	1,232	1,225
療育手帳	335	338	342	344	348
精神障害者保健福祉手帳	193	210	210	220	244
合計	1,850	1,892	1,844	1,796	1,817

●身体障害者手帳等級別手帳所持者数の推移

等級別で見ると、いずれの年も1級が最も多くなっています。令和5年では、「1級」が全体の32.4%と高く、次いで「4級」が24.1%、「3級」が19.1%と続きます。

【身体障害者手帳等級別手帳所持者数の推移】



資料：社会福祉課調べ(各年4月1日現在)

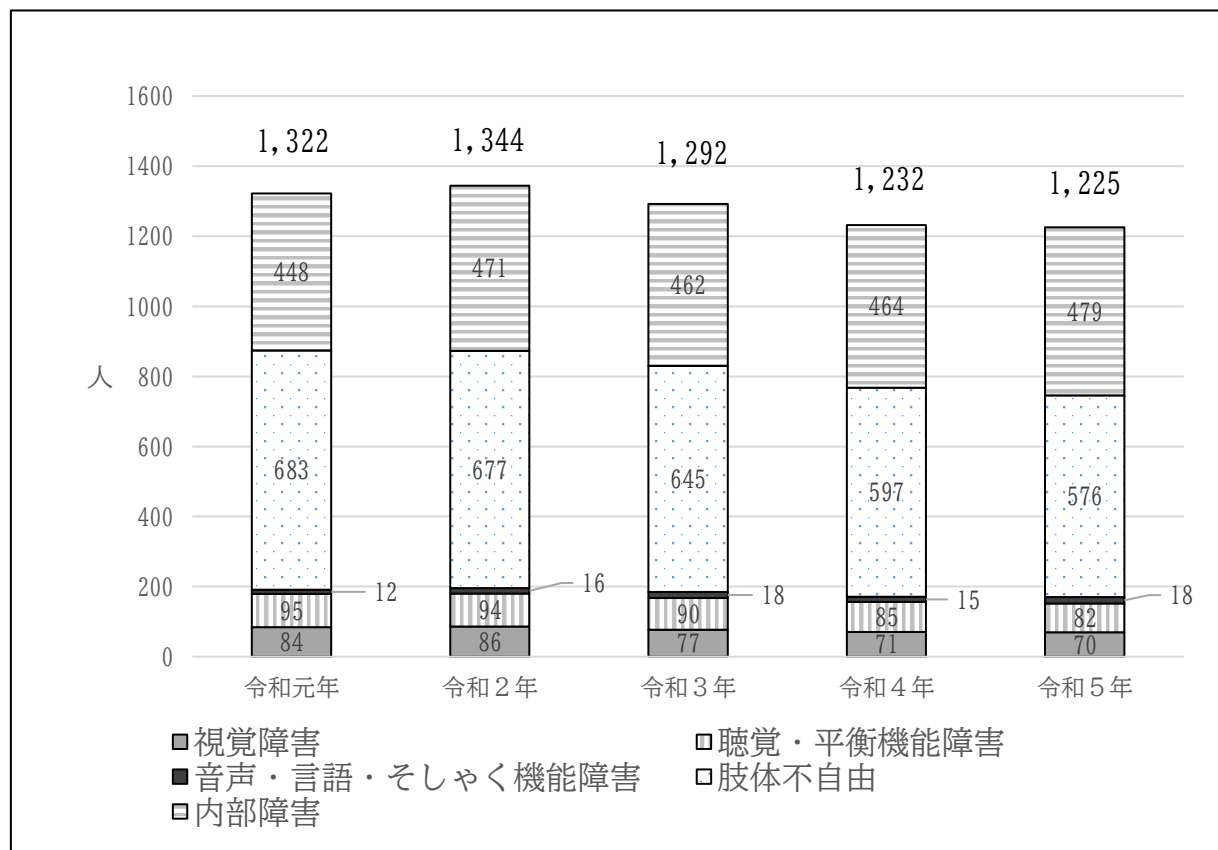
単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	454	471	463	446	398
2級	207	209	192	168	175
3級	211	221	213	198	235
4級	301	297	282	291	296
5級	84	79	74	68	62
6級	65	67	68	61	59
合計	1,322	1,344	1,292	1,232	1,225

●身体障害者手帳種別人数の推移

身体障害種別は、令和5年では「肢体不自由」が 576 人で最も多く、次いで「内部障害」が 479 人、「聴覚・平衡機能障害」が 82 人となっています。なお、最も多い「肢体不自由」は全体の 47.0%を占める状況となっています。

【身体障害者手帳種別人数の推移】



資料：社会福祉課調べ(各年4月1日現在)

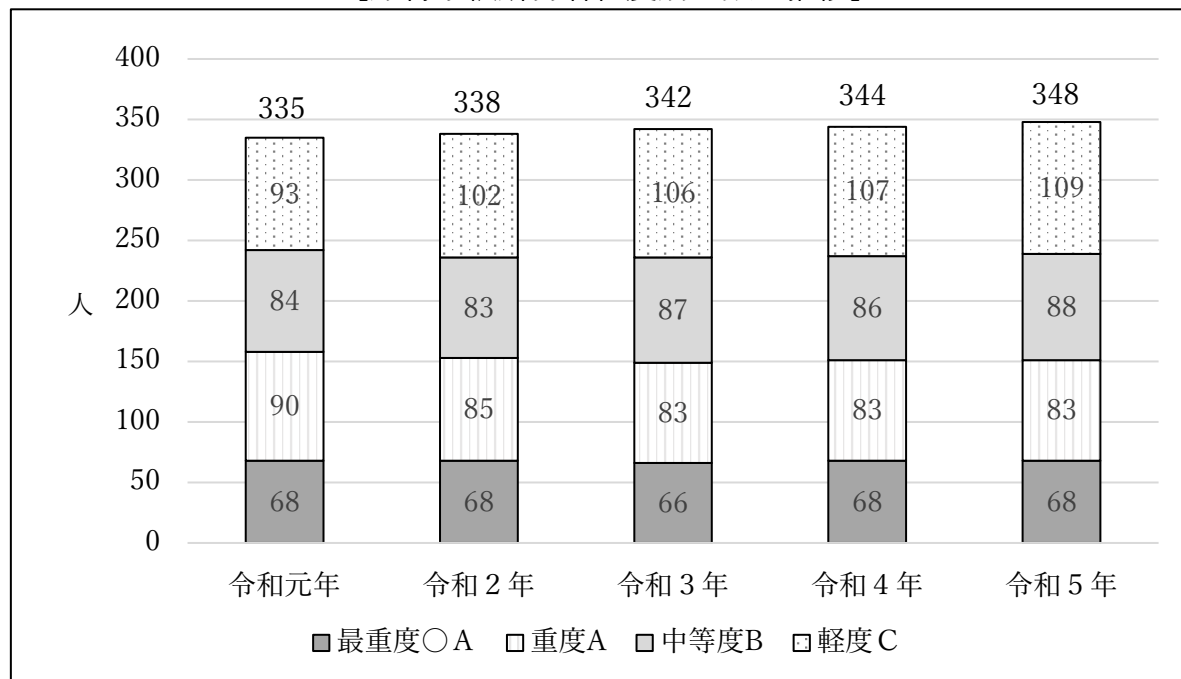
単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	84	86	77	71	70
聴覚・平衡機能障害	95	94	90	85	82
音声・言語・そしゃく機能障害	12	16	18	15	18
肢体不自由	683	677	645	597	576
内部障害	448	471	462	464	479
合計	1,322	1,344	1,292	1,232	1,225

●療育手帳所持者程度別人数の推移

療育手帳所持者は、令和5年で 348 人となっています。程度別で見ると、「軽度C」の方が 109 人と最も多く、次いで「中等度B」が 88 人、重度Aが 83 人と続きます。

【療育手帳所持者程度別人数の推移】



資料：社会福祉課調べ（各年4月1日現在）

単位：人

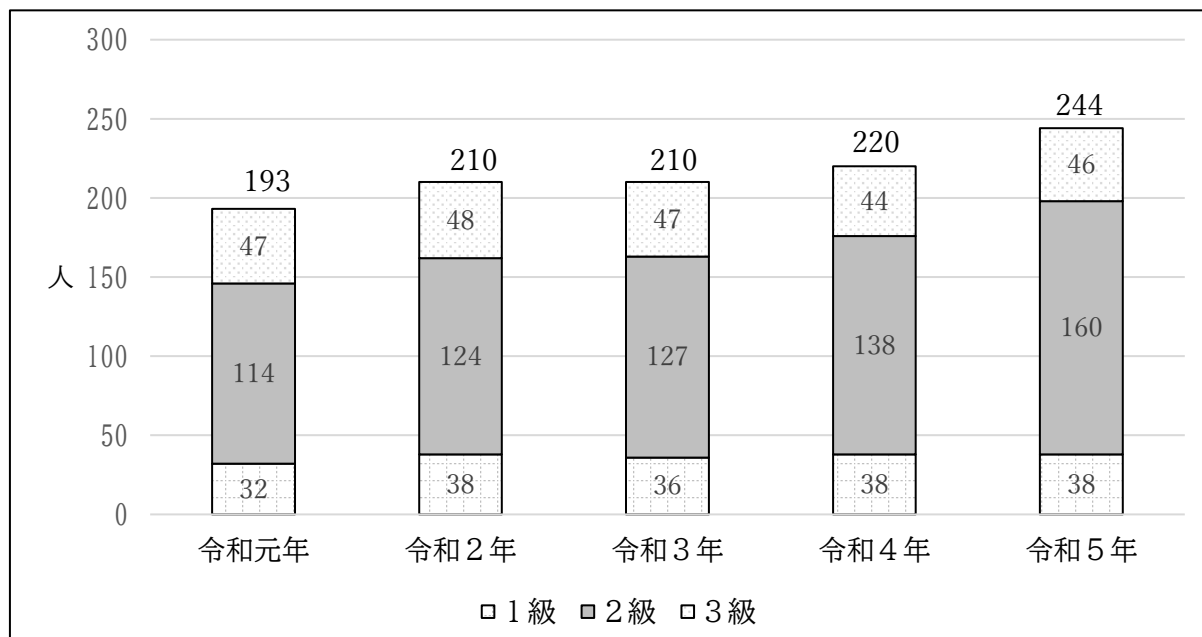
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最重度A	68	68	66	68	68
重度A	90	85	83	83	83
中等度B	84	83	87	86	88
軽度C	93	102	106	107	109
合計	335	338	342	344	348

●精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年で 244 人となっています。等級別で見ると、「2級」が 160 人と最も多く、「3級」が 46 人、「1級」が 38 人と続きます。

なお、自立支援医療費(精神通院)受給者証の交付を受けている人は令和5年4月1日現在で 468 名であり、手帳所持者は受給者証交付者の 52.1%という状況です。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

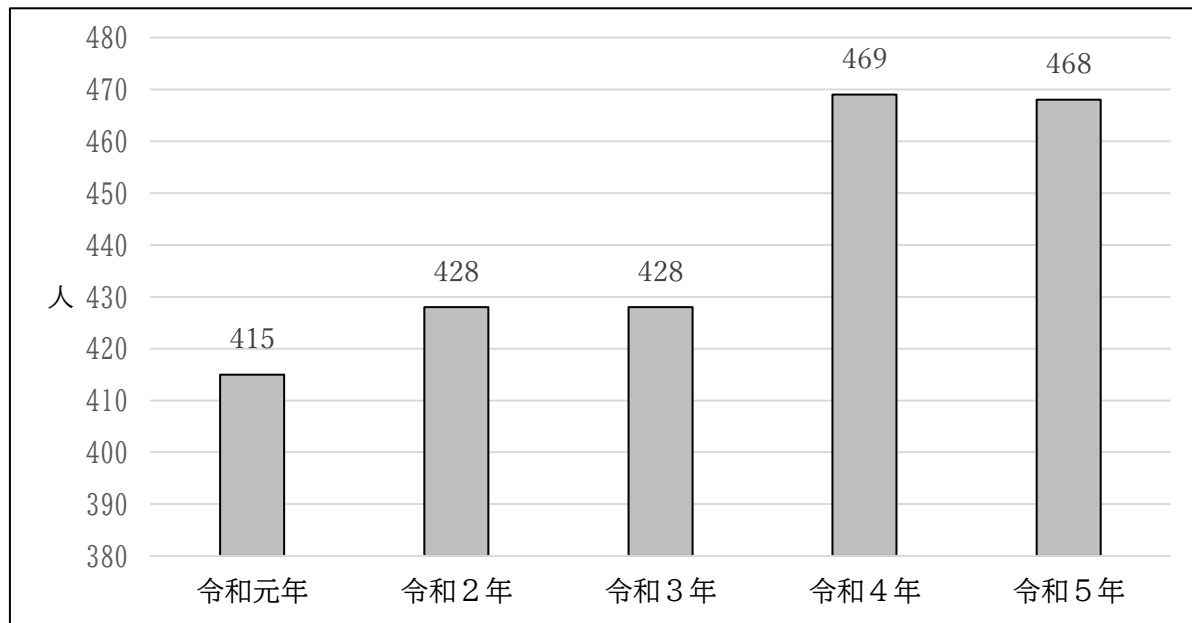


資料:社会福祉課調べ(各年4月1日現在)

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	32	38	36	38	38
2級	114	124	127	138	160
3級	47	48	47	44	46
合計	193	210	210	220	244

【自立支援医療費(精神通院)受給者証所持者数の推移】



資料：社会福祉課調べ(各年4月1日現在)

単位：人

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
415	428	428	469	468

(2)難病患者の状況

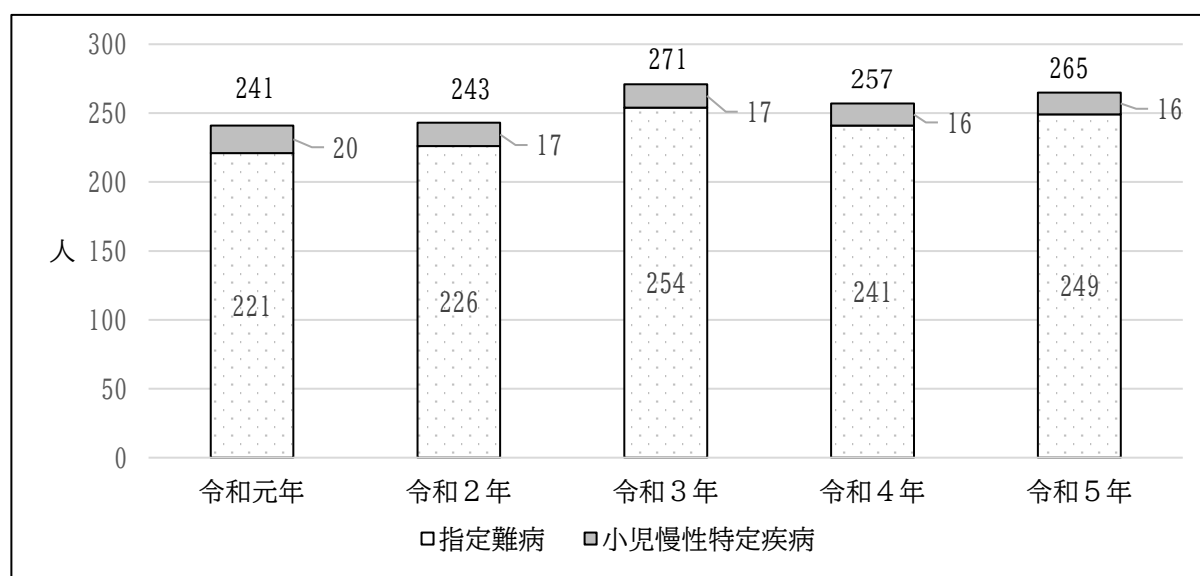
特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和5年4月現在、指定難病は338 疾病、小児慢性特定疾病は 788 疾病となります。

難病患者に対する医療費の助成制度は保健所の窓口で申請が行われ、認定者には指定難病特定疾患医療受給者証が交付されています。

令和5年4月1日現在、指定難病特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人は 265 人となっています。

行方市では、対象申請者又は対象児の保護者に対し「難病見舞金」として支給します。支給額は、令和 6 年度より年額 20,000 円から年額 30,000 円に増額します。

【難病患者の状況】

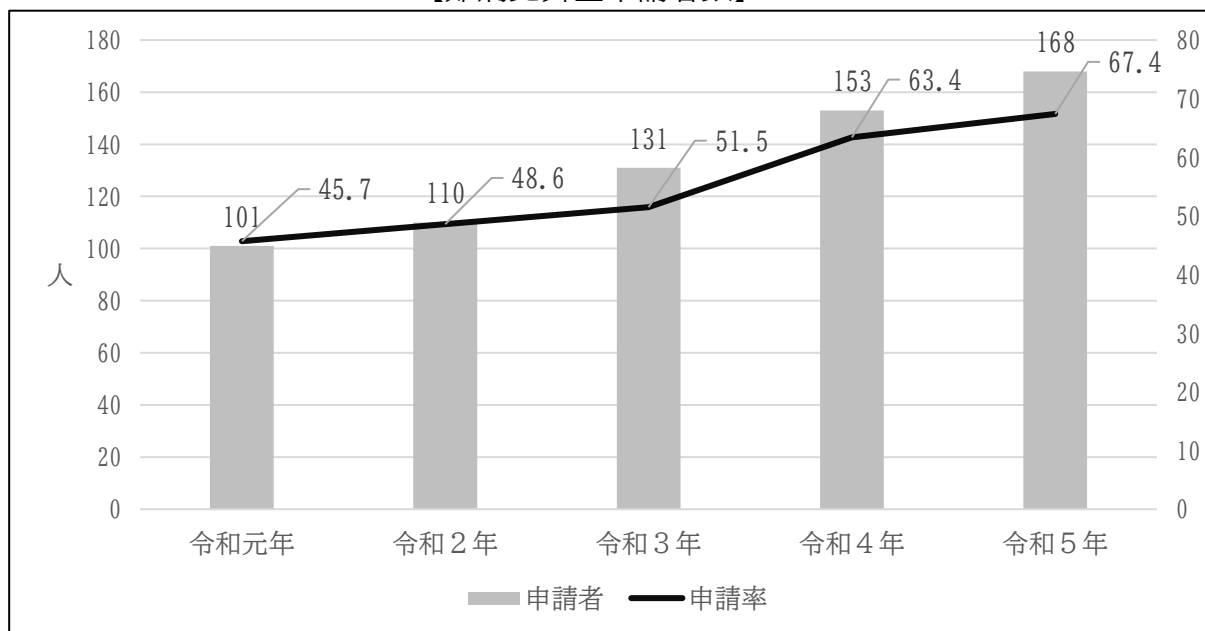


資料：潮来保健所（各年4月1日現在）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病	221	226	254	241	249
小児慢性特定疾病	20	17	17	16	16
合計	241	243	271	257	265

【難病見舞金申請者数】



資料:社会福祉課調べ(各年4月1日現在)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
難病見舞金申請者数(人)	101	110	131	153	168
難病見舞金申請率(%)	45.7	48.6	51.5	63.4	67.4

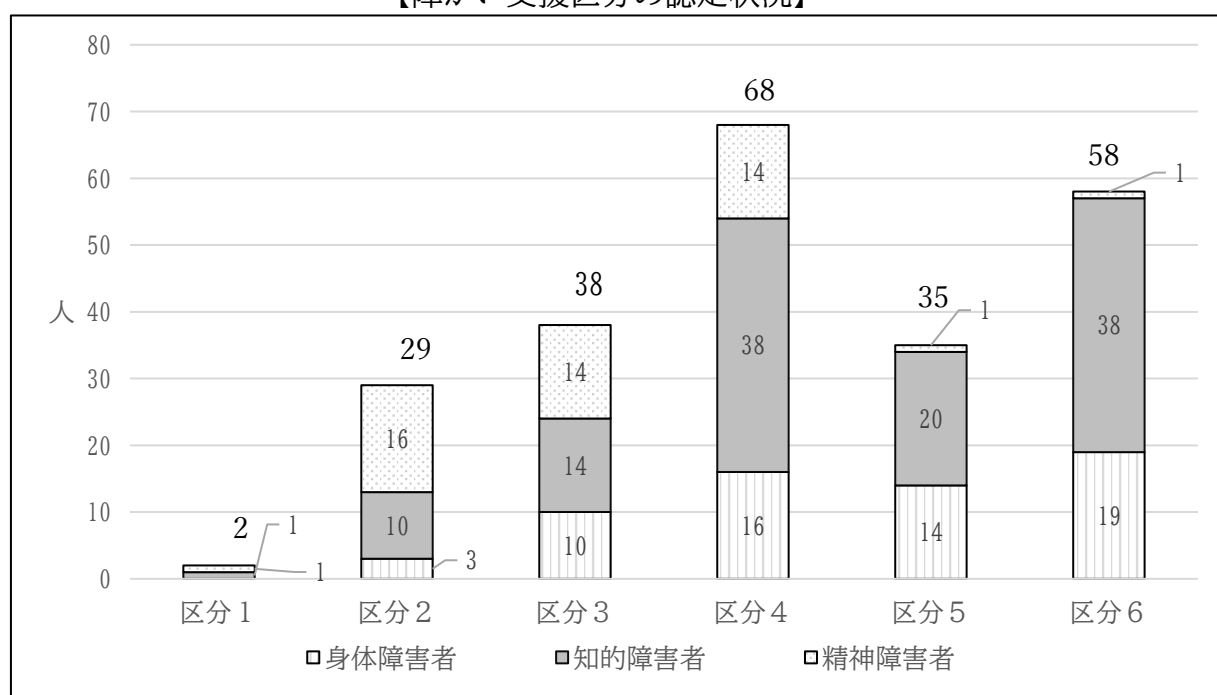
(3)障がい支援区分の認定状況

障がい福祉サービスのうち、18 歳以上の方が居宅介護や生活介護、施設入所支援等の介護給付を利用する場合には、市または社会福祉協議会が障がい支援区分の認定調査を行い鹿行広域事務組合審査会にて審査を行います。

認定者数は、令和5年4月1日現在で 230 人となっており、そのうち知的障がい者が約半数の 121 人と最も多く、次いで身体障がい者 62 人、精神障がい者が 47 人でした。

区分については、「区分4」が 68 人と最も多く、次いで「区分6」が 58 人、「区分3」が 38 人となっています。

【障がい支援区分の認定状況】



資料：社会福祉課調べ(令和5年4月1日現在)

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	3	10	16	14	19	62
知的障がい者	1	10	14	38	20	38	121
精神障がい者	1	16	14	14	1	1	47
難病患者	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	29	38	68	35	58	230

(4) 障がい福祉サービス別の受給状況

障がい福祉サービス受給者の支給決定状況をみると、就労関係（就労継続支援B型・就労継続支援A型）、共同生活援助（グループホーム）が増えています。障がい児の福祉サービスでは、放課後等デイサービスが増加しています。

<障がい福祉サービス別の支給決定者数>

単位：人

サービス種別		支給決定者数		
		R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
訪問系サービス	居宅介護	71	65	63
	重度訪問介護	0	0	0
	同行援護	6	5	5
	行動援護	0	0	0
	重度障がい者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	114	119	118
	自立訓練（生活訓練）	2	1	1
	自立訓練（機能訓練）	1	2	3
	就労移行支援	13	17	15
	就労継続支援A型	21	24	28
	就労継続支援B型	106	120	131
	就労定着支援	0	0	0
	療養介護	5	5	5
	短期入所（ショートステイ）	47	48	47
居住系サービス	自立生活援助	0	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	41	45	50
	施設入所	71	75	74
障害児支援サービス	児童発達支援	10	10	9
	放課後等デイサービス	26	34	39
	保育所等訪問支援	0	0	0
	医療型児童発達支援	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
相談系サービス	指定特定相談支援	313	336	341
	指定障害児相談支援	36	44	49
合計		883	951	979

資料：社会福祉課調べ（令和5年4月1日現在）

3. アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日常生活の状況や障がい福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

① 調査対象者・回収結果

本調査の対象者は、令和5年8月1日現在、行方市内に在住している障害者手帳保持者1,817名を対象とし584名を抽出、337名から回答を得ました。内訳は、下記の通りです。

表1 障がい別の内訳(性別)

手帳種別	身体	療育	精神	難病	総数
男	102	63	16	6	187
女	59	40	12	11	122
無回答	-	-	-	-	28
合計	161	103	28	17	337

表2 障がい別の内訳(年齢別)

年代別手帳	身体	療育	精神	難病	総数
0～6歳	2	2	0	0	4
7～18歳	0	14	0	0	14
19～29歳	6	30	6	0	42
30代	5	24	6	1	36
40代	12	17	9	3	41
50代	21	13	1	2	37
60代	27	4	6	4	41
70代	46	0	0	7	53
80代	31	0	0	0	31
90代	7	0	0	0	7

② 調査方法

- ・郵送による配布、回収
- ・障がい福祉サービス事業所を通して配布、回収

③ 調査期間

令和5年9月11日～令和5年10月6日(金)

④ 調査内容

本調査は、問1～31 および自由記載項目から構成されており、各項目の内容は以下の通りです。

表3 アンケート内容一覧

No.	大項目	設問
1	アンケート記入者	問1(1項目)
2	あなたのことについて(基本情報)	問2～問7(6項目)
3	障がい福祉サービスについて	問8～問9(2項目)
4	教育や就労、社会参加について	問10～問15(6項目)
5	福祉のまちづくりについて	問16～問17(2項目)
6	医療に関する状況について	問18(1項目)
7	行方市の障がい福祉への取り組みについて	問19(1項目)
8	障害者のための取り組みについて	問20(1項目)
9	権利擁護について	問21～問23(3項目)
10	災害時の避難等について	問24～問27(4項目)
11	日常生活関連動作について(基本チェックリスト)	問28(1項目)
12	人とのつながりについて	問29～問31(3項目)
13	自由記載	—

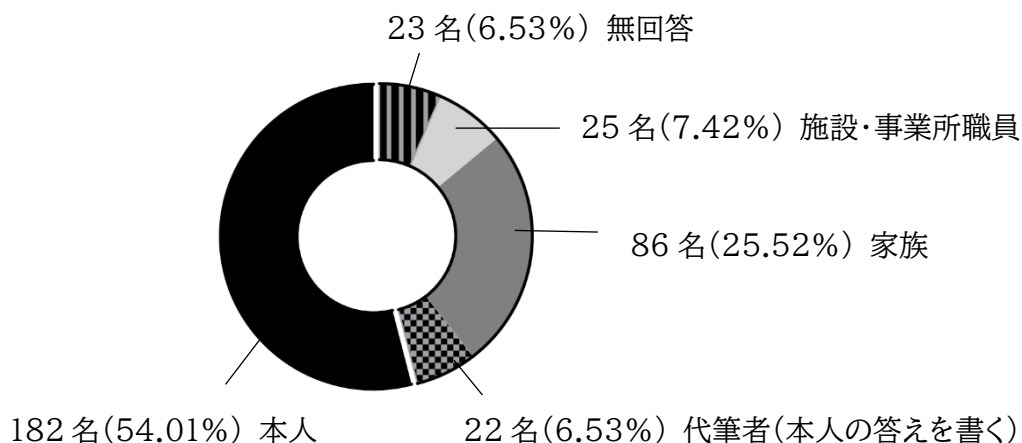
⑤ アンケート調査の結果

本調査におけるアンケート配布部数は、全 584 部でした。また、回収は、337 部(回収率：57.7%)でした。下記、アンケート結果を示します。

※割合の計は四捨五入および欠損値により合わない場合があります。

問1) この調査の記入者はどなたですか。[1つに○]

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 本人 | 2. 代筆者(本人の答えを書く) |
| 3. 家族(父・母・祖父・祖母・兄弟など) | 4. 施設・事業所職員 |
| 5. その他の方 | |

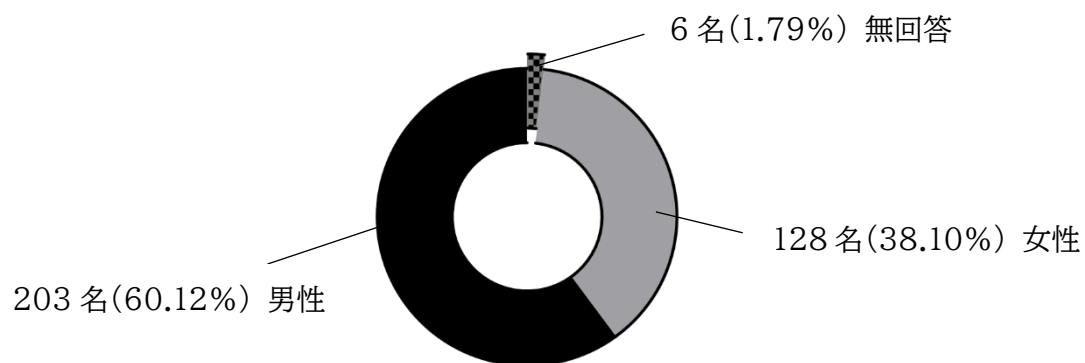


あなたのことについて

問2) あなたの性別をお答えください。[1つに○]

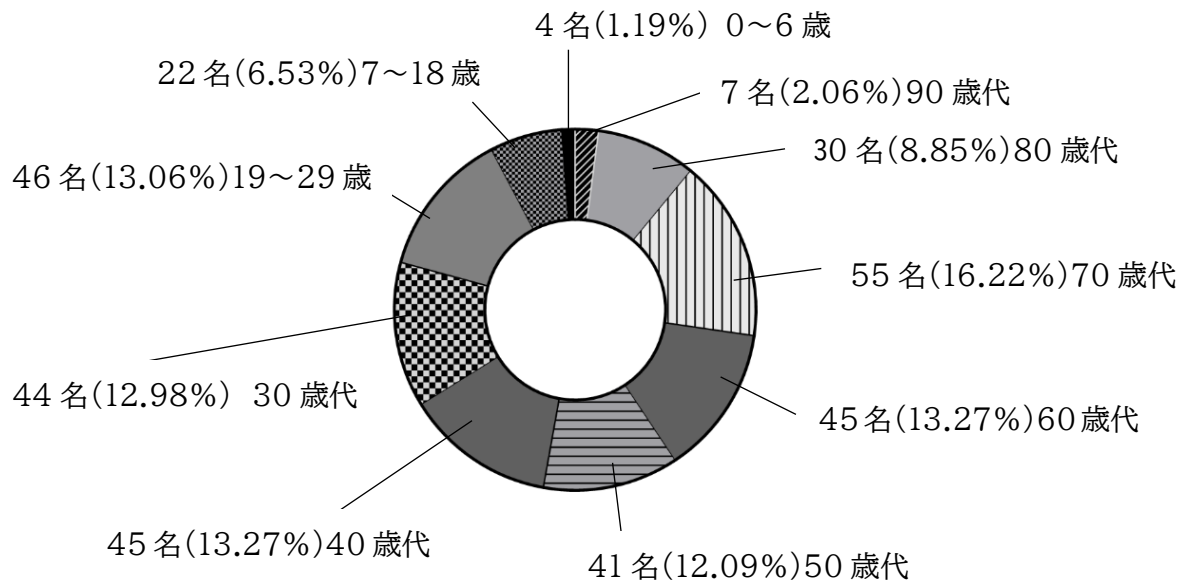
1. 男性

2. 女性



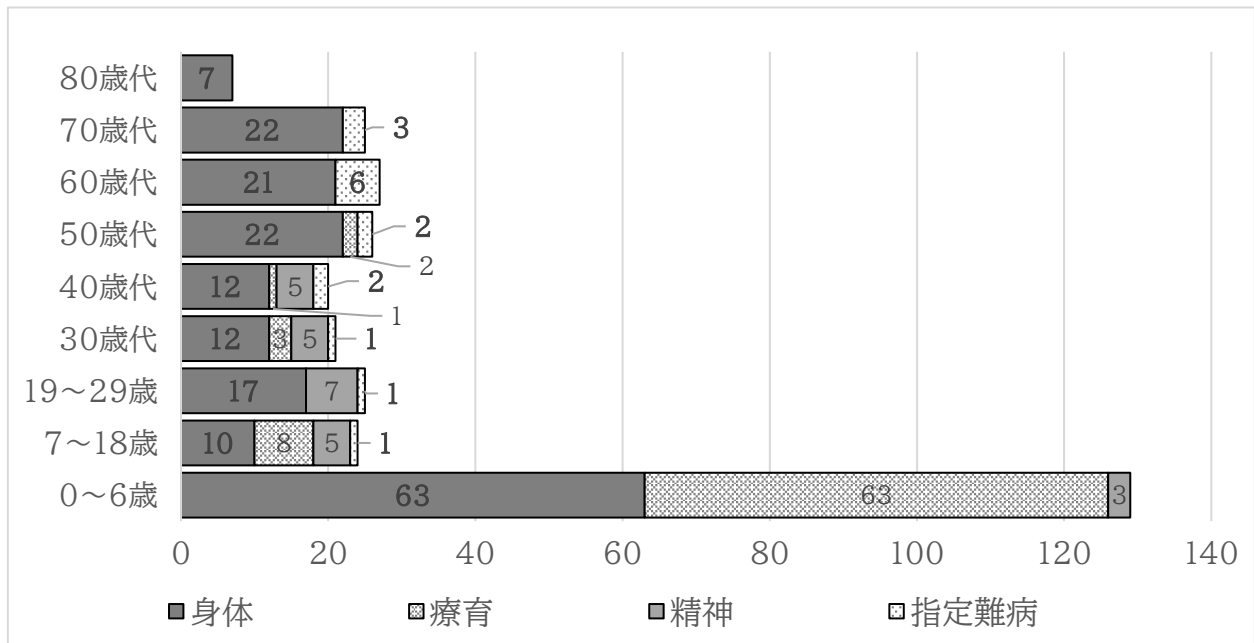
問3) あなたの年齢をお答えください。[()内に記載](令和5年8月1日現在)

()歳



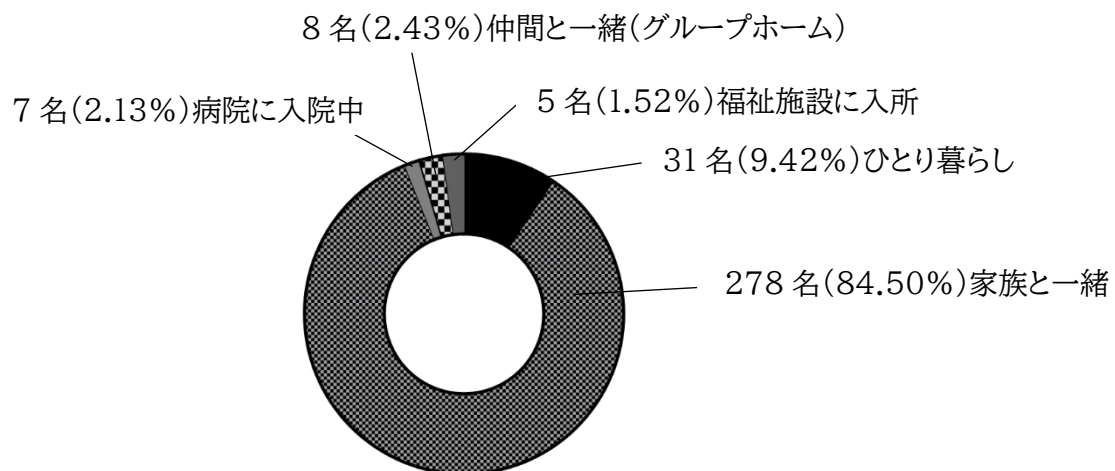
問4) 障がいもしくは、難病が発症したのはいつ頃ですか。[()内に記載]

()歳頃



問5) 現在、どのように(どこで)暮らしていますか。[1つに○]

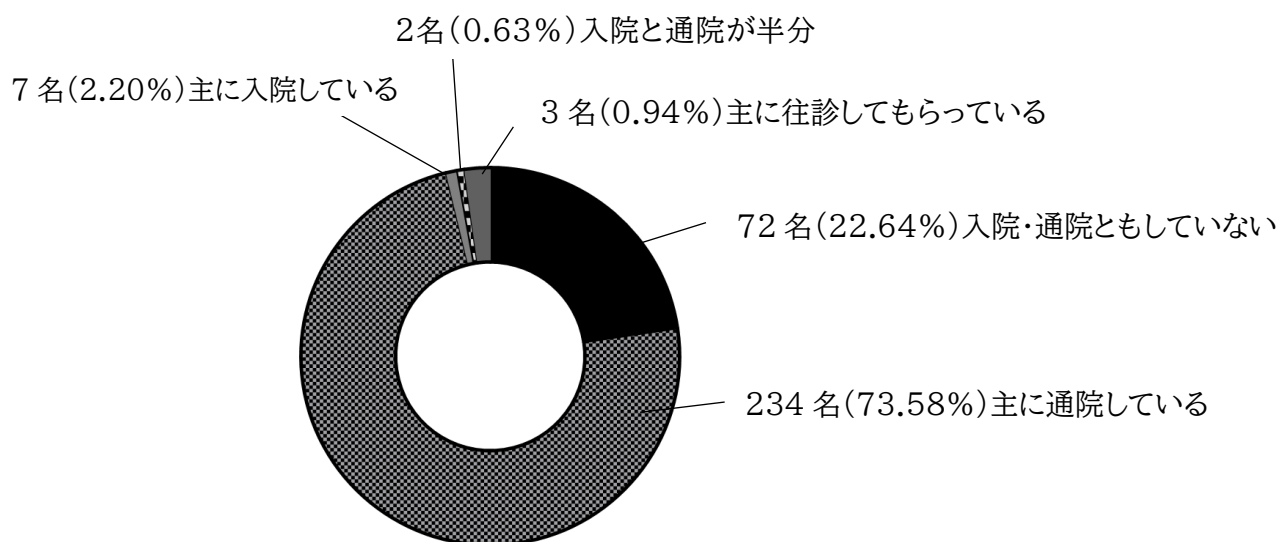
- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 家族と一緒に |
| 3. 福祉施設に入所(高齢者や障がい者施設) | 4. 仲間と一緒に(グループホーム) |
| 5. 病院に入院中 | 6. その他() |



問6) 主な障がいや難病の治療に関して、最近6か月の医療機関の受診状況を教えてください。

[1つに○]

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 入院・通院ともししていない | 2. 主に通院している |
| 3. 主に往診してもらっている | 4. 入院と通院が半分くらい |
| 5. 主に入院している | |



問7) あなたは、次のような手帳を持っていますか。または、指定難病特定医療費受給者証を持っていますか。[あてはまるものすべてに○]

1.身体障害者手帳	2.療育手帳	3.精神障害者保健福祉手帳	4.指定難病
5.持っていない			

1. 1 級
 2. 2 級
 3. 3 級
 4. 4 級
 5. 5 級
 6. 6 級

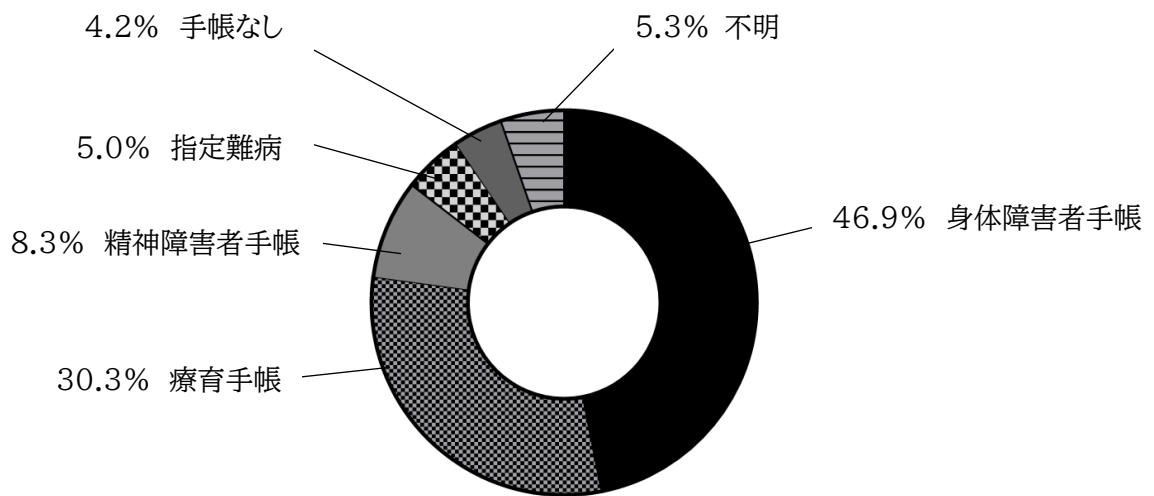
1. ㊦
 2. A
 3. B
 4. C

1. 1級
 2. 2級
 3. 3級

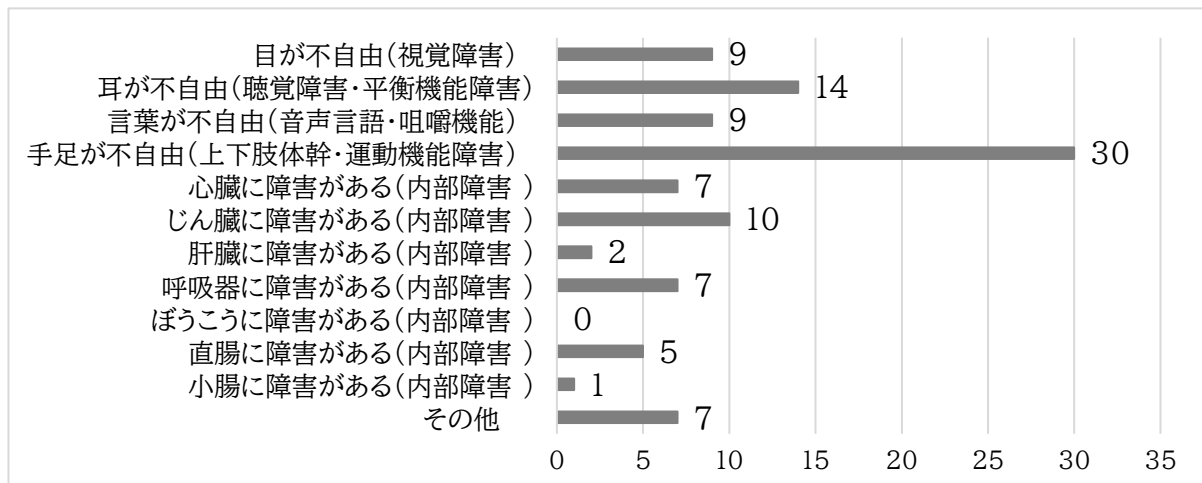
◎身体障害者手帳をお持ちの方の障害の種類 [あてはまるものすべてに○]

1. 目が不自由(視覚障害)
2. 耳が不自由(聴覚障害・平衡機能障害)
3. 言葉が不自由(音声・言語・そしゃく機能障害)
4. 手足が不自由(上肢・下肢・体幹・運動機能障害)
5. 心臓に障害がある(内部障害)
6. じん臓に障害がある(内部障害)
7. 肝臓に障害がある(内部障害)
8. 呼吸器に障害がある(内部障害)
9. ぼうこうに障害がある(内部障害)
10. 直腸に障害がある(内部障害)
11. 小腸に障害がある(内部障害)
12. その他(具体的に: _____)

手帳の種類



身体障害の種類



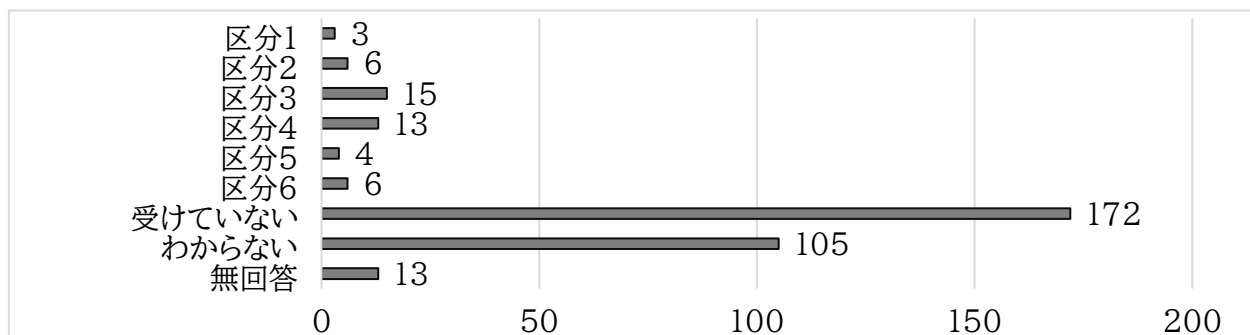
※その他1名(てんかん)

障がい福祉サービスについて

問8) あなたは、「障がい福祉サービス」を利用するための障がい支援区分を受けていますか。

[1つに○]

1. 区分1	2. 区分2	3. 区分3	4. 区分4
5. 区分5	6. 区分6	7. 受けていない	8. わからない



問9) あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。

(次の項目それぞれについて、「現在の利用状況」と「今後の利用希望」の両方を回答(番号に○)してください)

【訪問系サービス】

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴や排せつ、食事などの 介助をします。	12 5%	235 95%	43 19%	185 81%
②重度訪問介護 重度の障害がある人に、自宅で入 浴や排せつ、食事などの介助をし ます。	2 1%	188 99%	26 14%	179 86%
③同行援護 視覚障害を有する人に、移動のとき の介助などの外出支援を行います。	7 3%	235 97%	24 11%	191 89%
④行動援護 自己判断能力が困難な人に、外出 支援を行います。	3 1%	239 99%	33 16%	179 84%
⑤重度障害者等包括支援 介護を必要な程度が非常に高い人 に、居宅介護などの障害福祉サー ビスを包括的に提供します。	2 1%	234 99%	29 14%	180 86%

【日中活動系サービス】

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①生活介護（デイサービス） 施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	37	218	63	157
	15%	85%	29%	71%
②自立訓練（機能訓練、生活訓練） 施設に通所し、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練を行います。	22	222	51	157
	9%	91%	25%	75%
③就労移行支援 就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	17	219	43	162
	9%	91%	21%	79%
④就労継続支援（A型、B型） 一般企業等での就職が困難な人に、就労の機会を提供し、訓練を行います。	102	170	95	170
	37%	63%	36%	64%
⑤療養介護 医療と介護が必要な人に、医療機関で、介護や日常の世話をします。	4	234	34	176
	2%	98%	16%	84%
⑥短期入所 一時的に施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護を行います。	12	232	59	161
	5%	95%	27%	73%

【居住系サービス】

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①共同生活援助（グループホーム等） 共同生活を営む住居にて、相談や日常生活上の援助を行います。	11	242	58	167
	4%	96%	26%	74%
②施設入所支援 施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護を行います。	5	228	41	167
	2%	98%	20%	80%
③自立生活援助 ひとり暮らしなど地域での生活をはじめた障害のある人に対して訪問して必要な助言などの支援を行います。	2	229	41	170
	1%	99%	19%	81%

【相談支援サービス】

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①地域移行支援 長期に入院している精神に障害のある方に対し、地域で生活するための相談、関係機関との調整を行います。	0	233	20	177
	0%	100%	10%	90%
②地域定着支援 単身で生活している障害者等に、連絡体制を確保し、緊急時には支援を行います。	3	227	46	162
	1%	99%	22%	78%

【地域生活支援事業】

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①意思疎通支援 手話通訳、要約筆記者などを派遣します。	0	228	11	195
	0%	100%	5%	95%
②日常生活用具の給付 補装具以外で日常生活を便利、容易にするものを給付します。 (ストマ、特殊寝台、入浴補助用具など)	16	214	33	173
	7%	93%	16%	84%
③移動支援事業 屋外での移動が困難な障害のある人が、外出するときの支援を行います。	4	225	37	170
	2%	98%	18%	82%
④地域活動支援センター 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。	5	223	35	166
	2%	98%	17%	83%
⑤日中一時支援事業 介護者の一時的な休息を目的とし、障害のある人の日中の活動の場を提供します。	10	216	42	146
	4%	96%	20%	80%
⑥訪問入浴サービス 在宅で入浴が困難な方に対して、自宅に浴槽を持ち込んで、利用者の状況に応じて安全な入浴を提供します。	1	227	19	186
	1%	99%	9%	91%
⑦成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が有効と認められる知的や精神に障害のある方に、申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。	0	225	39	163
	0%	100%	19%	81%

※下記「障がい児支援サービス」については、18歳未満の方がお答えください。

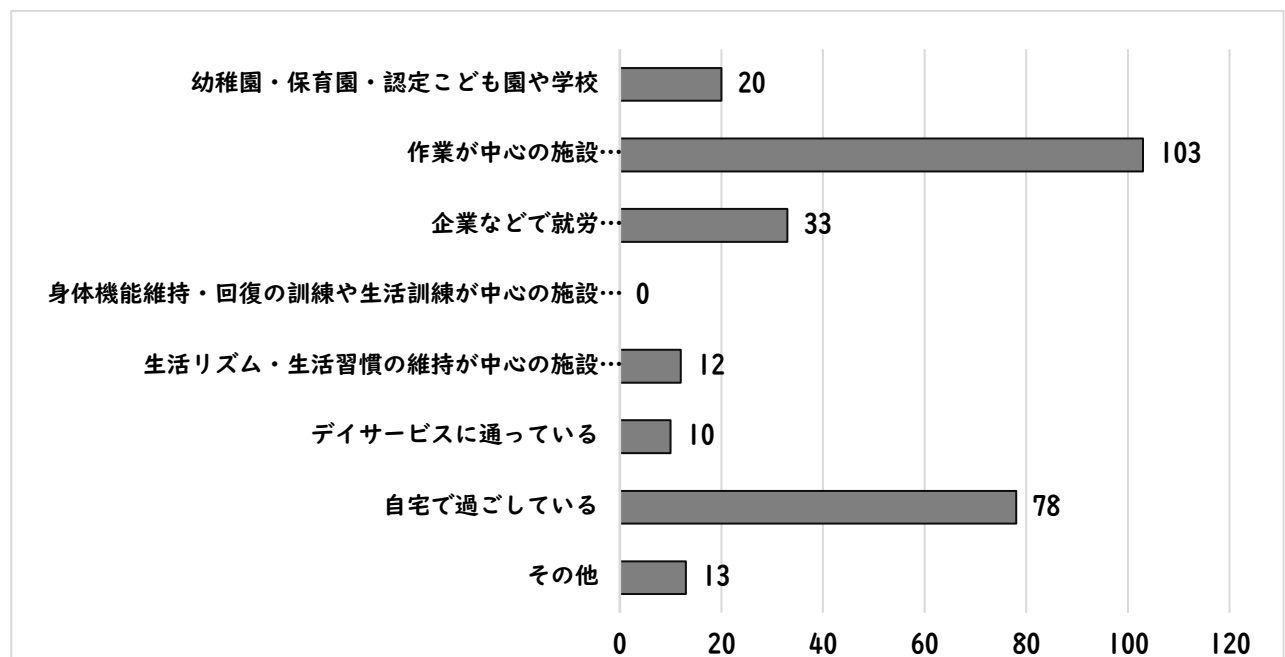
【障がい児支援サービス】

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①児童発達支援 就学前の障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	6	22	8	13
	21%	79%	38%	62%
②放課後等デイサービス 就学している障害のある児童に、放課後や休校日に生活能力向上のための訓練や社会交流の機会を提供します。	18	11	22	3
	62%	38%	88%	12%
③保育所等訪問支援 保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行います。	1	26	1	19
	4%	96%	5%	95%
④医療型児童発達支援 肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと、理学療法などの機能訓練や、支援を行います。	2	24	3	17
	8%	92%	15%	85%
⑤居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に居宅を訪問して発達支援を行います。	0	26	1	19
	0%	100%	5%	95%

教育や就労、社会参加について

問10) あなたは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。[主なものを1つに○]

1. 幼稚園・保育園・認定こども園や学校に通っている
2. 作業が中心の施設に通っている
(就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援)
3. 企業などで働いている(常勤、非常勤、アルバイト、パートなど)
4. 身体機能維持・回復の訓練や生活訓練が中心の施設に通っている(自立訓練)
5. 生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設に通っている(生活介護)
6. デイサービスに通っている
7. 自宅で過ごしている
8. その他()



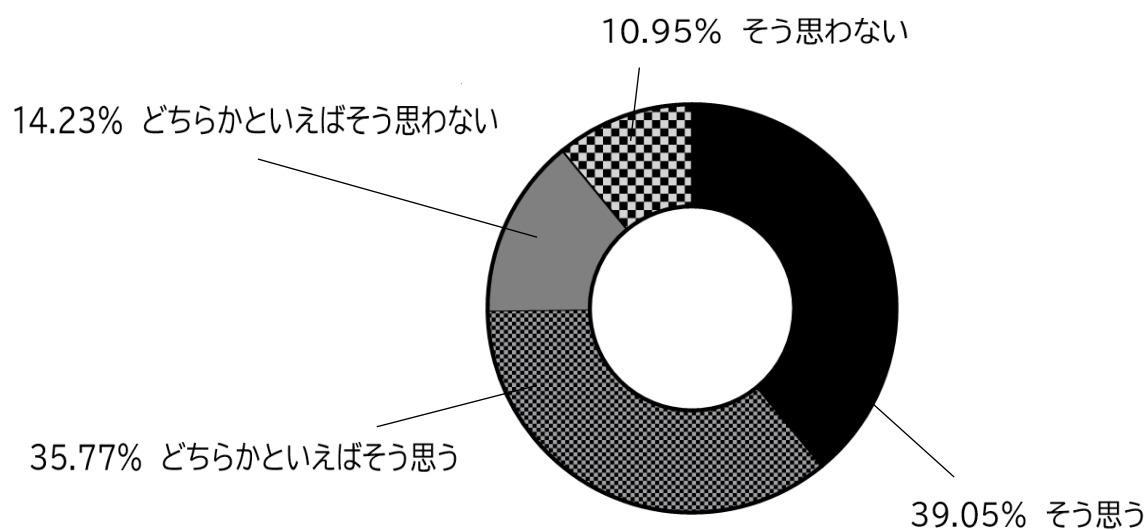
その他の内訳は、自営業、入院している、農業(2件)、シルバー人材センターでした。

問11) スポーツ・レクリエーション教室等事業に関して、利用している場合と今後利用したい場合について○をつけてください。

サービスの種類・内容	現在の利用状況		今後の利用希望	
	利用している	利用していない	利用したい	利用しない
①スポーツ・レクリエーション教室等事業 スポーツ等の活動を通して、体力増強、交流、余暇活動を促進するとともに、障害者スポーツを広めるため、各種スポーツ教室や大会を開催するなど、活動の機会を提供するサービスです。	46	187	82	135
	20%	80%	38%	62%

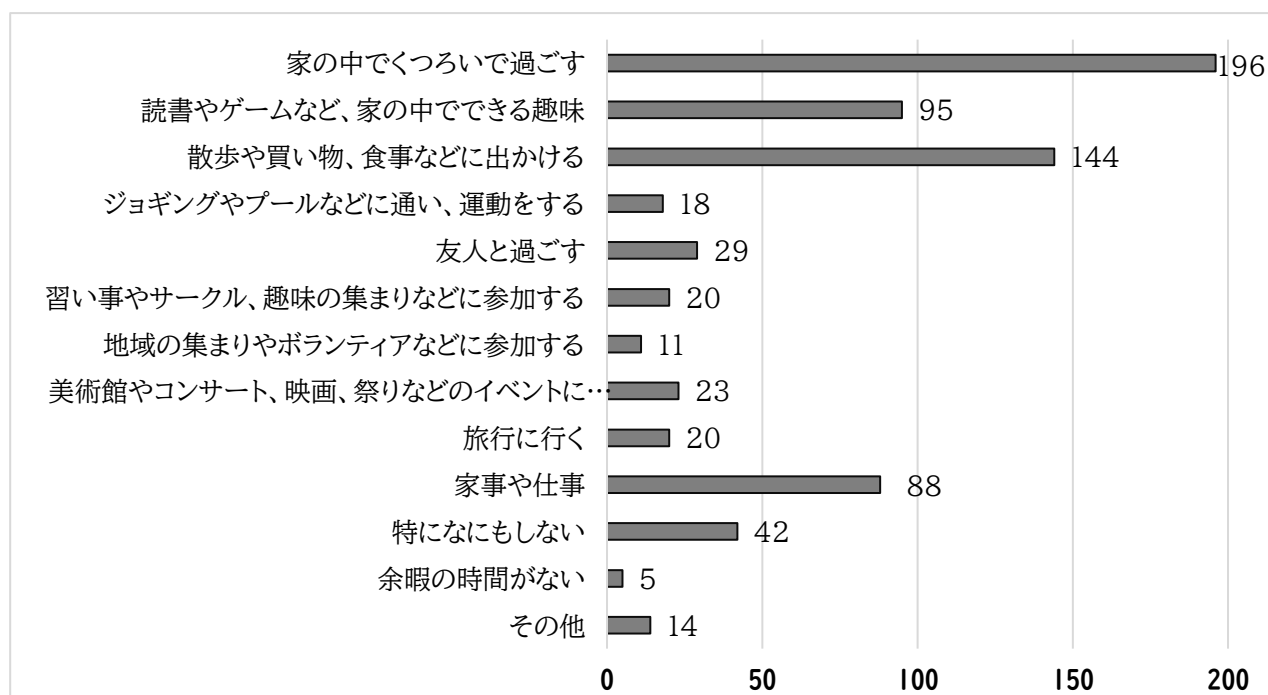
問12) あなたは、日ごろ、楽しみや生きがいを持って生活していると思いますか。[1つに○]

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない



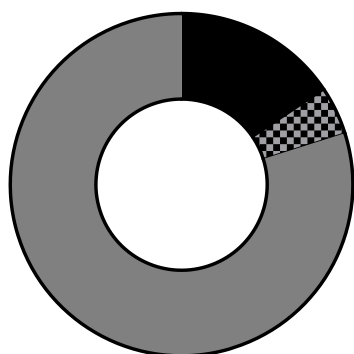
問13) 休日はどうのように過ごしていますか。[あてはまるものすべてに○]

1. 家の中でくつろいで過ごす
2. 読書やゲームなど、家の中でできる趣味
3. 散歩や買い物、食事などに出かける
4. ジョギングやプールなどに通い、運動をする
5. 友人と過ごす
6. 習い事やサークル、趣味の集まりなどに参加する
7. 地域の集まりやボランティアなどに参加する
8. 美術館やコンサート、映画、祭りなどのイベントに出かける
9. 旅行に行く
10. 家事や仕事
11. 特になにもしない
12. 余暇の時間がない
13. その他()



その他の内訳は、「親戚等の手伝い」、「孫預かり」、「習い事への送迎」、「勉強、育児」などの回答でした。

3. 参加していない



■ 230 名(79.9%) 参加していない

8. その他 ()

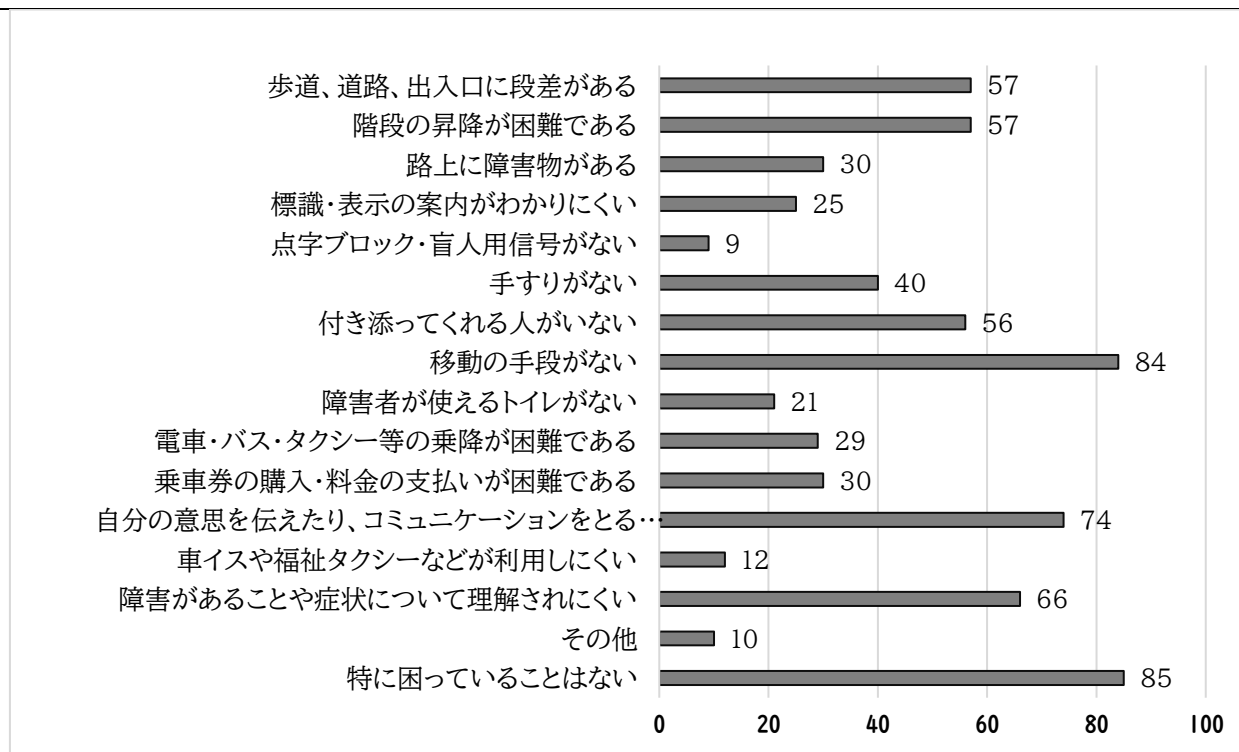


福祉のまちづくりについて

問16) あなたが、もし一人で外出した時に、困ったり不便に感じたりすることはどのようなことですか。

[あてはまるものすべてに○]

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 1. 歩道、道路、出入口に段差がある | 2. 階段の昇降が困難である |
| 3. 路上に障がい物がある | 4. 標識・表示の案内がわかりにくい |
| 5. 点字ブロック・盲人用信号がない | 6. 手すりがない |
| 7. 付き添ってくれる人がいない | 8. 移動の手段がない |
| 9. 障害者が使えるトイレがない | 10. 電車・バス・タクシー等の乗降が困難 |
| 11. 乗車券の購入・料金の支払いが困難である | |
| 12. 自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい | |
| 13. 車イスや福祉タクシーなどが利用しにくい | |
| 14. 障害があることや症状について理解されにくい | |
| 15. その他 | 16. 特に困っていることはない |

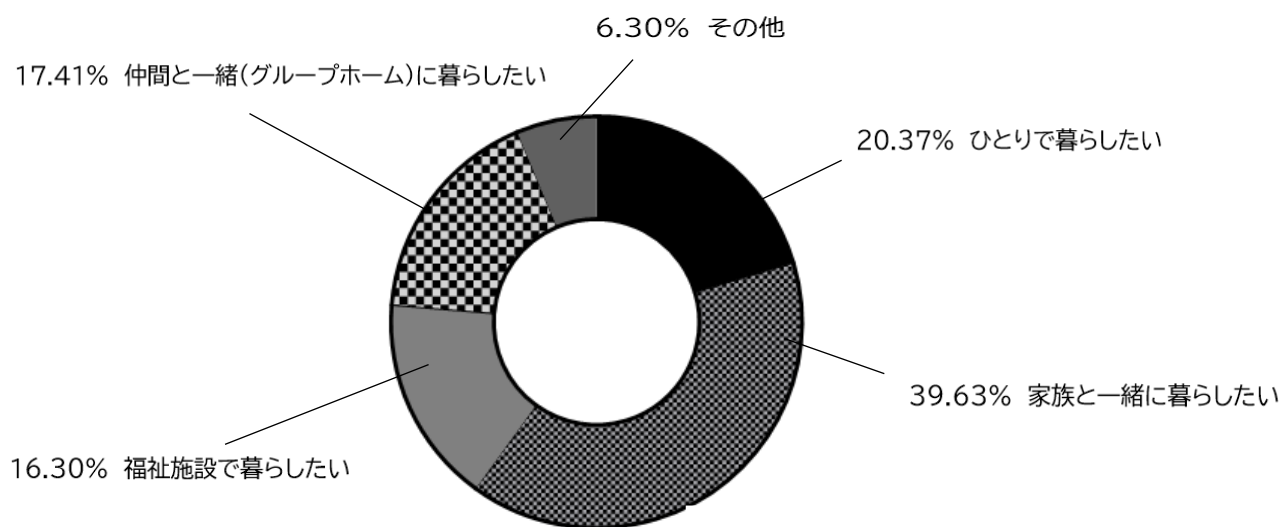


その他の内訳は、「スーパーや本屋での駐輪場が分かりにくい」「障がい者車両の駐車スペースが少ない」等の回答が得られました。

問17) あなたは将来(両親がなくなった後など)、どのように(どこで)暮らしたいと思いますか。

[1つに○]

1. ひとりで暮らしたい
2. 家族と一緒に暮らしたい
3. 福祉施設(高齢者や障がい者施設)で暮らしたい
4. 仲間と一緒に(グループホーム)に暮らしたい
5. その他()

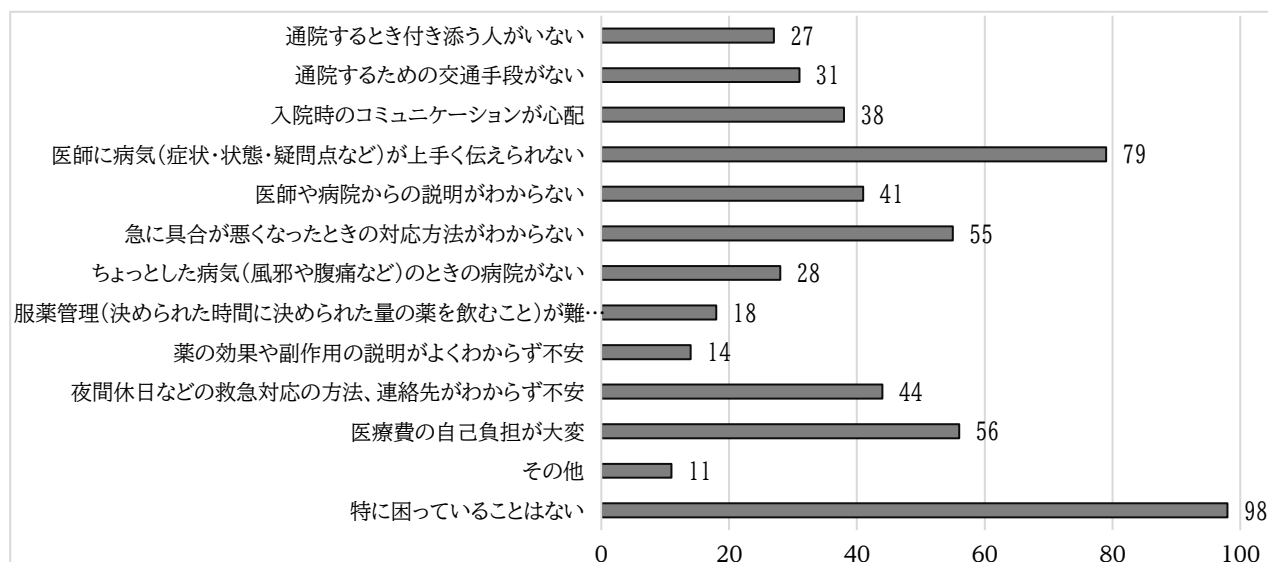


その他の回答は、「わからない」など17名(6.3%)でした。

医療に関する状況について

問18) 医療について、困っていることがありますか。〔あてはまるものすべてに○〕

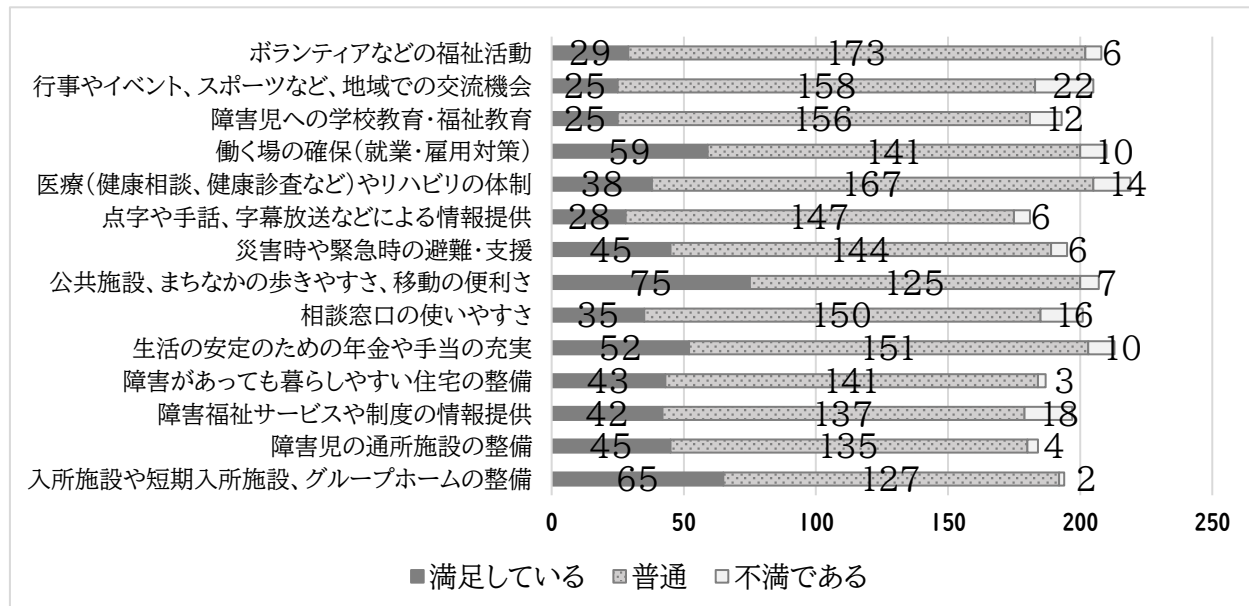
1. 通院するとき付き添う人がいない
2. 通院するための交通手段がない
3. 入院時のコミュニケーションが心配
4. 医師に病気(症状・状態・疑問点など)が上手く伝えられない
5. 医師や病院からの説明がわからない
6. 急に具合が悪くなったときの対応方法がわからない
7. ちょっとした病気(風邪や腹痛など)のときの病院がない
8. 服薬管理(決められた時間に決められた量の薬を飲むこと)が難しい
9. 薬の効果や副作用の説明がよくわからず不安
10. 夜間休日などの救急対応の方法、連絡先がわからず不安
11. 医療費の自己負担が大変
12. その他 ()
13. 特に困っていることはない



その他の回答の内訳は、「人の話が聞きづらい」、「かかりつけ医を変更するとき、多大の困難を生じる」、「長期療養病院が市内にない上に距離が遠い」、「病気に対応できる医療機関が近くにない」、「入院した時に一定時間同じ場所にいられない」等の回答が得られました。

行方市の障がい福祉への取り組みについて

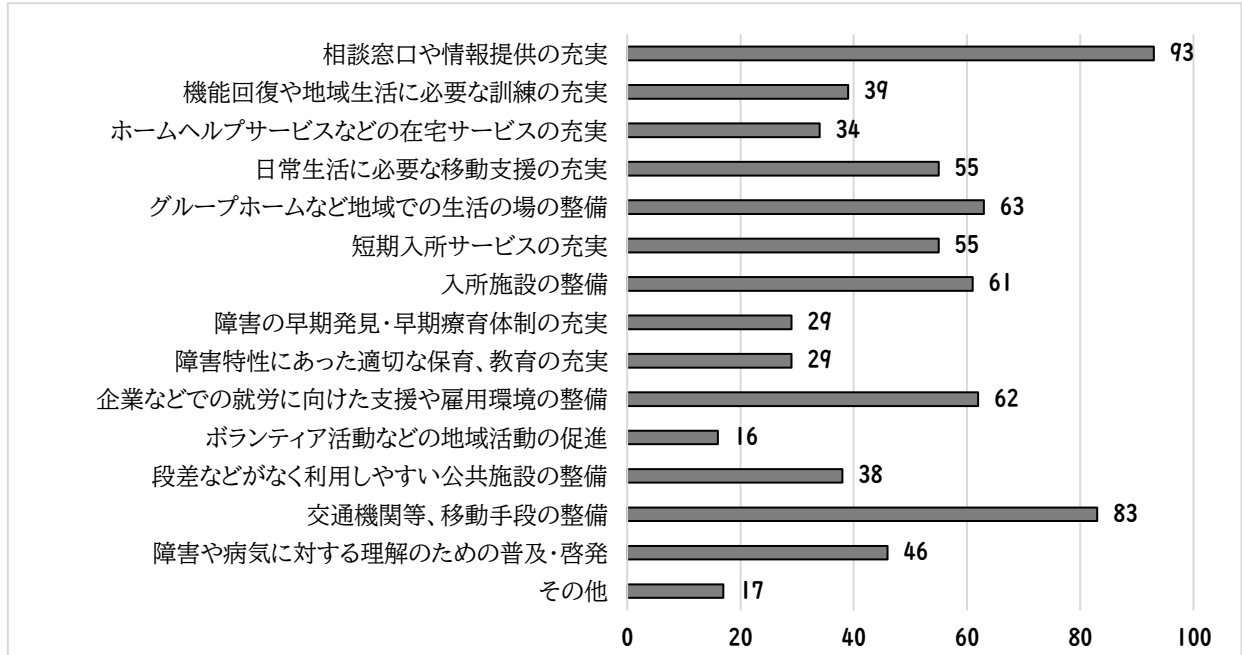
問19) 行方市の障がい福祉への取り組みについて、あなたの満足度のあてはまるものに、それぞれ〇をつけてください。



障害者のための取り組みについて

問20) 障害者が地域でより良い生活を送るために、不足していると感じているものを下記から選んで○をつけてください。[あてはまるものすべてに○]

1. 相談窓口や情報提供の充実
2. 機能回復や地域生活に必要な訓練の充実
3. ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
4. 日常生活に必要な移動支援の充実
5. グループホームなど地域での生活の場の整備
6. 短期入所サービスの充実
7. 入所施設の整備
8. 障害の早期発見・早期療育体制の充実
9. 障害特性にあった適切な保育、教育の充実
10. 企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備
11. ボランティア活動などの地域活動の促進
12. 段差などがなく利用しやすい公共施設の整備
13. 交通機関等、移動手段の整備
14. 障害や病気に対する理解のための普及・啓発(講演会や広告等による周知)
15. その他



その他の内訳は、「重度障がい児のデイサービス」、「入院できる病院」などでした。

権利擁護について

問21) あなたは、障がいがあることで差別されたり嫌な思いをしたりしたことがありますか。[1つに○]

1. ある	2. ない
-------	-------

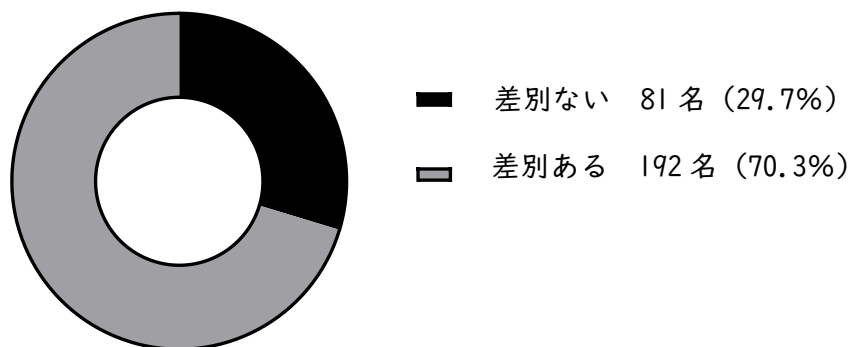
【問21で、1.「ある」と回答された方にお聞きします。】

問22) どのような場所で差別をされたり嫌な思いをしたりしましたか。

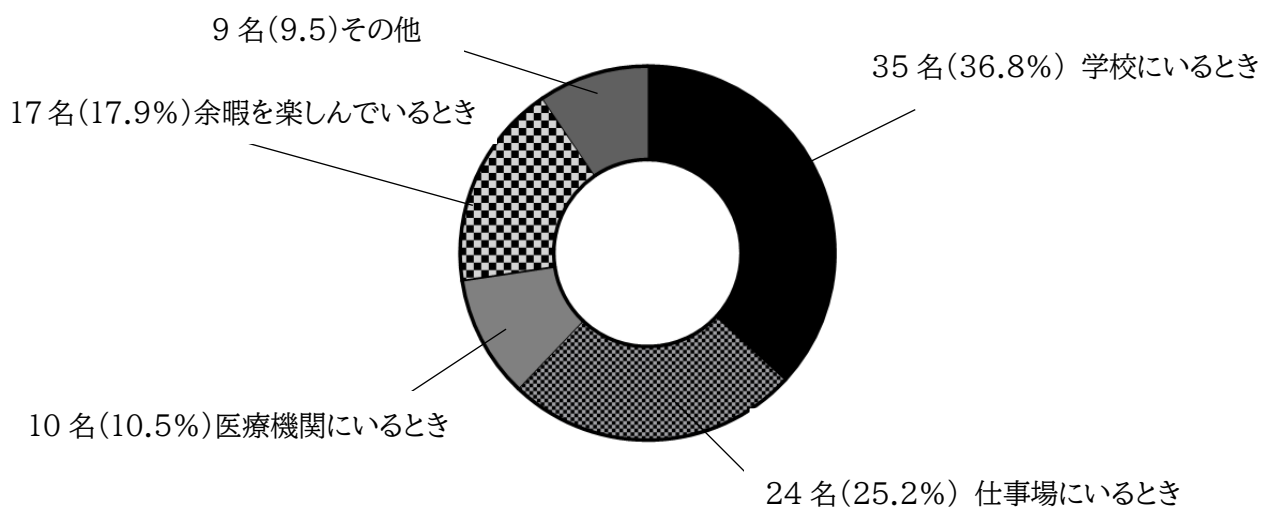
[あてはまるものすべてに○]

1. 学校にいるとき	2. 仕事場にいるとき
3. 病院などの医療機関にいるとき	4. 余暇を楽しんでいるとき
5. その他()	

差別経験

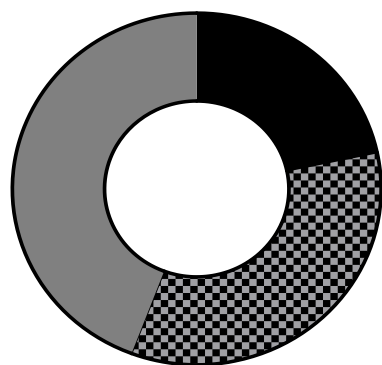


差別の経験場所



問23) 成年後見制度についてご存じですか。[1つに○]

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない



■ 49 名(21.7%)名前も内容も知っている

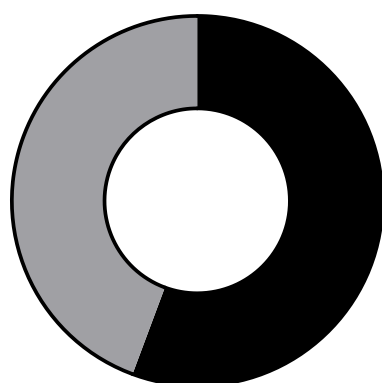
■ 77 名(34.1%)名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

■ 100 名(44.3%)名前も内容も知らない

災害時の避難等について

問24) あなたは、火事や地震・水害などの災害時に避難する場所を知っていますか。
[1つに○]

1. 知っている
2. 知らない

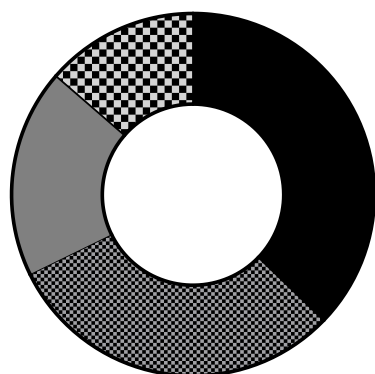


■ 157 名(55.7%) 知っている

■ 125 名(44.3%) 知らない

問25) あなたは災害時どのように情報を得ていますか。[主なものを1つに○]

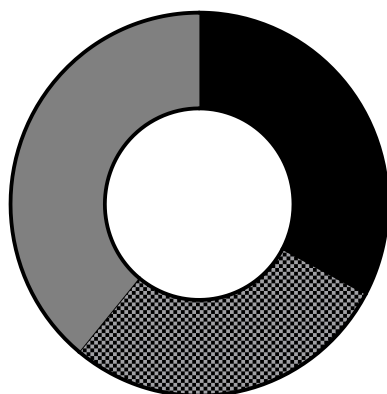
1. テレビ(なめがたエリアテレビなど)、ラジオ
2. スマホ(災害情報・天気アプリ、ネットニュース、メールマガジンなど)
3. 防災無線
4. 近隣の住民や家族、地元消防団など



- 90 名(37.2%) テレビ・ラジオ
- ▨ 74 名(30.6%) スマホ
- 47 名(18.6%) 防災無線
- ▨ 31 名(13.6%) 近隣の住民や家族、地元消防団など

問26) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。
[1つに○]

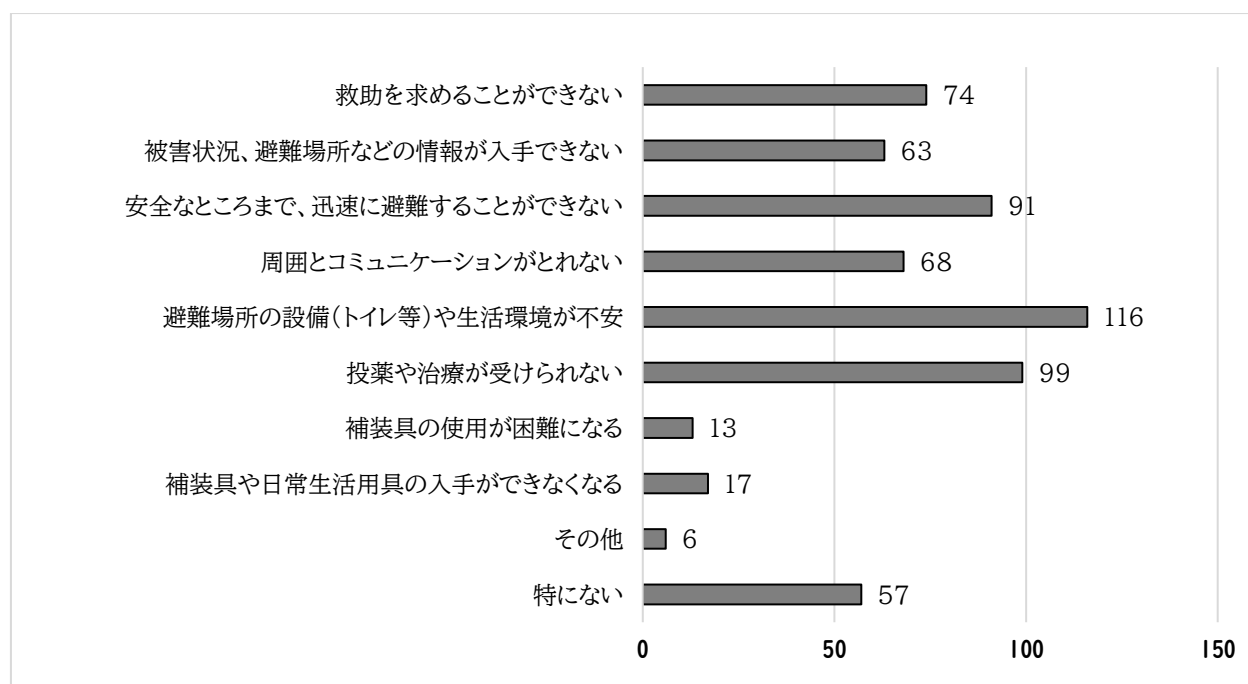
1. いる
2. いない
3. わからない



- 94 名(32.8%) いる
- ▨ 81 名(28.2%) いない
- 112 名(39.0%) わからない

問27) 火事や地震・水害などの災害時に困ることは何ですか。[あてはまるものすべてに○]

1. 救助を求めることができない
2. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
3. 安全なところまで、迅速に避難することができない
4. 周囲とコミュニケーションがとれない
5. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安
6. 投薬や治療が受けられない
7. 補装具の使用が困難になる
8. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
9. その他
10. 特にない



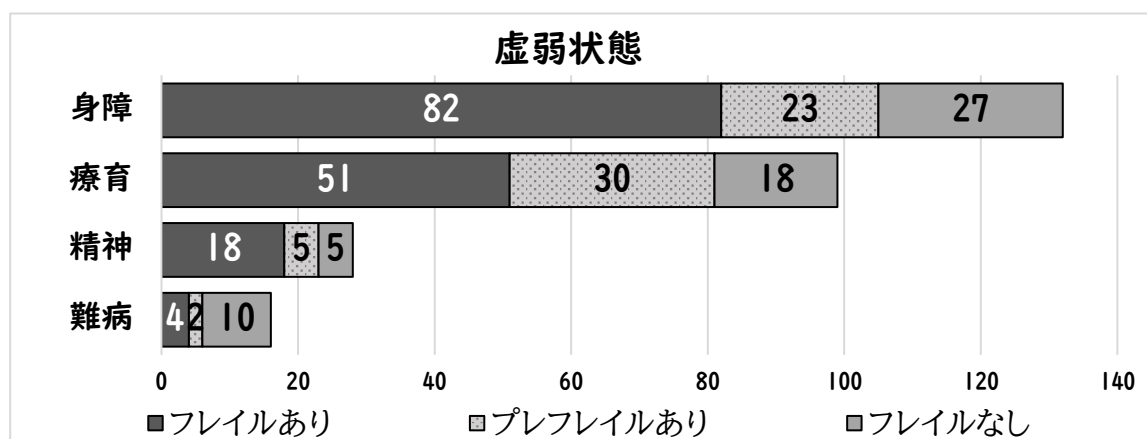
その他の内訳は、「透析ができない」、「薬がない」、「避難できてもそこで何をしたらよいかわからない」、「体調不良時が心配」などの回答でした。

日常生活関連動作について

問 28) 日常生活関連動作の状況についてお答えください

No.	質問項目	回答(いずれかに○をお付けください)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金のおし入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ちあがっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 _____ cm 体重 _____ kg		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ

18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

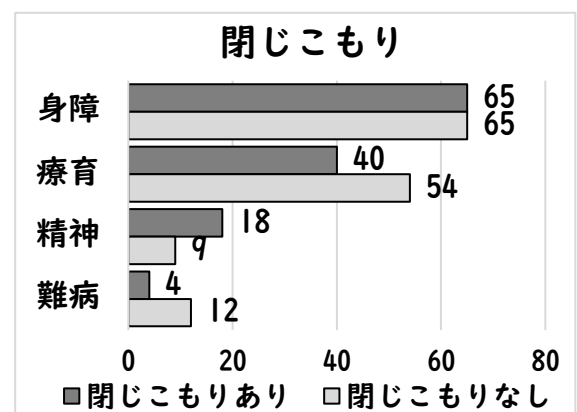
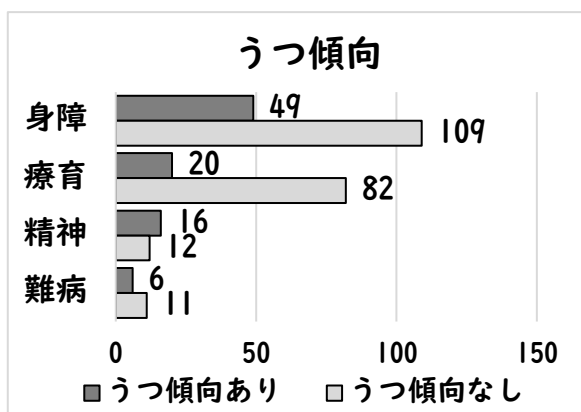
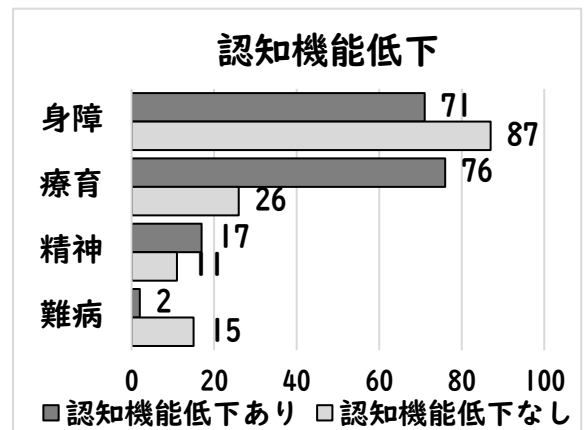
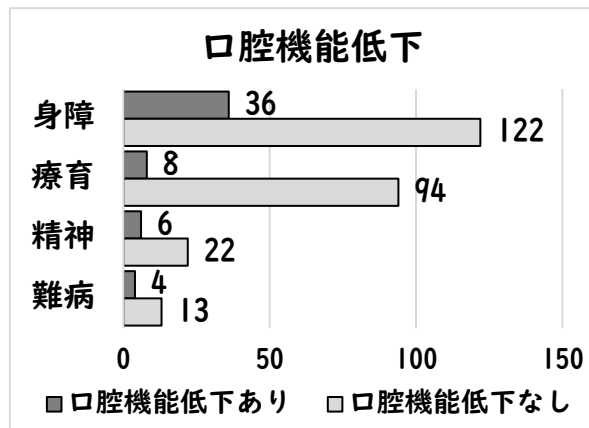
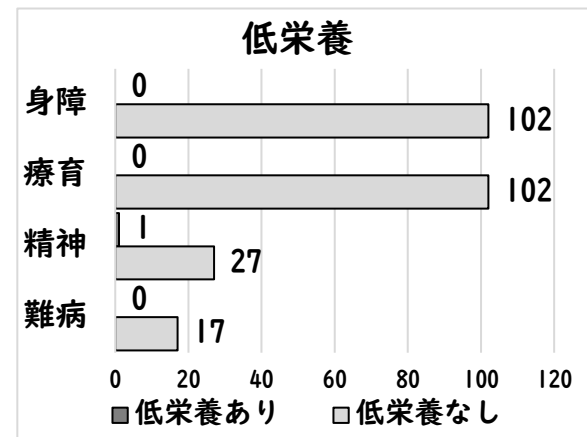
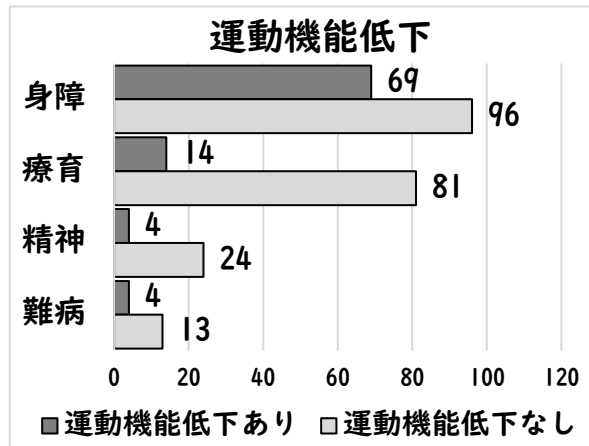


※「フレイル」とは

フレイルは、厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。フレイルに移行する前には前段階にあるプレフレイルの状態にあります。多くの方は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられていますが、高齢者においては特にフレイルが発症しやすいことがわかっています。高齢者が増えている現代社会において、フレイル、プレフレイルに早く気づき、正しく介入(治療や予防)することが大切です。

参考文献:厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業) 総括研究報告書 後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究 研究代表者 鈴木隆雄

基本チェックリスト結果一覧（障害別）

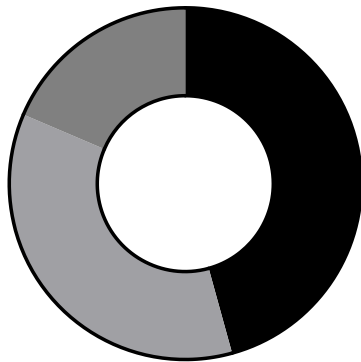


人とのつながりについて

以下は、あなたがふだんの生活のさまざまな場面で、どのように感じているのかについての質問です。もっともあてはまる選択肢を回答してください。

問29) あなたは、自分に仲間付き合いがないと感じることがありますか [1つに○]

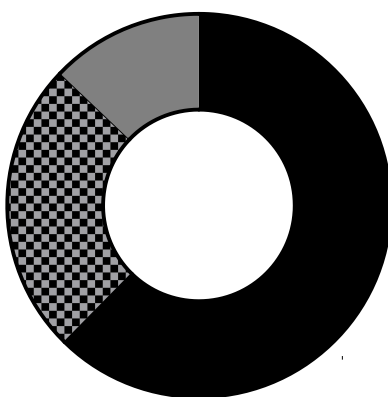
1. ほとんどない 2. たまにある 3. よくある



■ 128 名(45.7%) ほとんどない
■ 100 名(35.7%) たまにある
■ 52 名(18.6%) よくある

問30) あなたは、疎外されていると感じることがありますか [1つに○]

1. ほとんどない 2. たまにある 3. よくある



■ 174 名(62.4%) ほとんどない
■ 69 名(24.7%) たまにある
■ 36 名(12.9%) よくある

問31) あなたは、他の人から孤立していると感じることがありますか [1つに○]

1. ほとんどない 2. たまにある 3. よくある

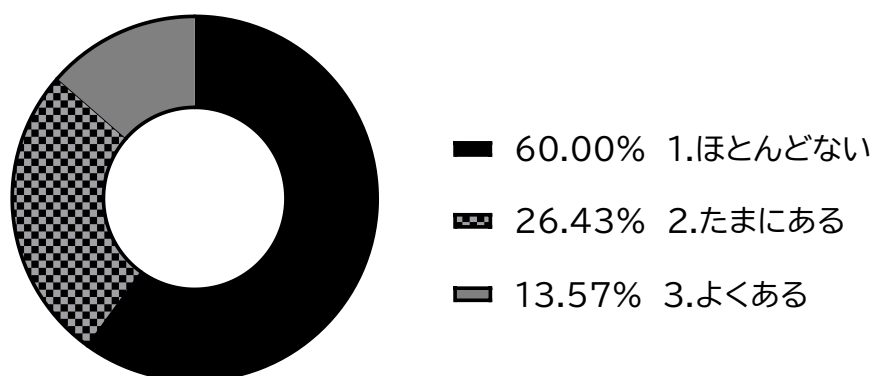


表 孤独感尺度の比較結果

	孤独感尺度合計点	名	P-Value (精神 VS 身障・療育・難病)
身体	4.59	127	
療育	4.37	94	
精神	6.22	27	**
難病	3.8	15	
手帳持っていない	4.7	13	

※一元配置分散分析 多重比較:Bonferroni の調整

※P-Value について、精神障がい者は身障・療育・難病の障がい者と比較して有意に孤独感が高いことを示しています。

※孤独感尺度は合計 9 点満点で得点が高い程、孤独感が高いことを表しています。

【総括：本調査のまとめ】

1. 現状について

今回、本調査対象者に福祉のまちづくりについて調査したところ、一人で外出した時に困ったり不便に感じたりすることに関して、一番多く得られた回答は、「特に困っていることはない」(25.2%)で、高い割合で満足していることが分かりました。

しかし、「移動の手段がない」(24.9%)との回答も次いで多く得られ、移動手段に関しては、地域でより良い生活を送るために、不足していると感じている取り組みについて調査した項目で、最多の「相談窓口や情報提供の充実」に次いで、「交通機関等、移動手段の整備」が83名(24.6%)と多く認められました。

令和4年度の内閣府世論調査の結果では、もっと力を入れる必要がある施策について聞いたところ、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」を挙げた者の割合が59.0%でした。その結果に比べて、行方市の割合は34.4%下回る結果となりましたが、本調査の多くが自宅で過ごしている傾向にあることを踏まえると、より移動手段を有効に利用し、外出頻度などを増やすなどの相乗効果も期待すると、具体的な移動手段に対する要望などを再調査し、現状あるサービスを十分周知するや新たな必要な対策についても検討の必要性があると考えられます。

権利擁護の調査項目における「差別経験」については、70%が「ある」と回答しました。さらに、場面は、学校・仕事場・医療機関等、外出先での差別経験が多い傾向にあることが分かりました。令和4年の内閣府世論調査においても、世の中には障がいのある人に対して、障がいを理由に差別や偏見があると思うか聞いたところ、「あると思う」とする者の割合が88.5%と高い割合であることが報告されています。それに比して、行方市の割合はそれを18.5%下回る結果となりましたが、人とのつながりの調査項目でも、つながりが「ある」と回答した割合と、「ない」と回答した割合に大きな差がなく、特に精神障がい者において、孤独スコアが高い結果が得られました。

そのことから、精神障がい者における権利擁護については、重点的に検討の必要性があると考えられます。さらに、権利擁護の調査項目のもう一つに、成年後見制度についての問いを行いました。その結果、成年後見制度について「名前も内容も知らない」が44%、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が34%と認知度については低い傾向であることが分かりました。この点についても、周知方法の見直しなどを行いながら、利用が必要な対象者に情報を届ける対策が必要です。

2. 日常関連動作について

今回、本調査において行方市独自で障害者手帳所持者に、一般的に高齢者の現状調査に使用する基本チェックリストを用いて、日常生活関連動作について調査を行いました。その結果、障がい者の半数以上がフレイル状態にあり、プレフレイルを含めると約8割が虚弱状態にさらされていることが分かりました。

また、精神障がい者の閉じこもりは、約 6 割に達しており、かつ認知機能低下とうつ傾向が重複していることが分かりました。本調査対象者の 16%が 70 歳代であったことも影響している可能性も考えられますが、平均年齢が51.7±22.7 歳(0-97 歳)であり、各年齢分布も大きな差がないことから、対象者が高齢化を迎えることも視野に入れて考えると、若年層からのフレイル対策や認知機能、また、閉じこもりにおける対策は重点的に介入の必要性が高いと考えら

れます。特に、認知症予防などの2次的障がいの予防対策は喫緊の課題であると推察されました。

さらに、「閉じこもり」については、教育・就労、社会参加についての調査結果より、平日日中の過ごし方について、「就労継続支援 A 型等」の作業中心の施設に通うことが最も多く得られ、次いで「自宅で過ごしている」が多いことが分かりました。「休日の過ごし方」についても、「家の中でくつろいで過ごす」が最も多く、イベントやサークルの集まり等は少ない傾向であることも分かりました。このことから、自宅外での活動参加状況が少ない傾向にあり、社会参加頻度の低さが、運動機能や認知機能などの衰えを促進している因子にもなっている可能性が考えられ、心身の健康寿命延伸に向けての取り組みが必要だと思えます。

3. 災害時の避難等について

災害時の避難などについては、家事や地震・水害などの災害時に避難する場所を「知っている」と回答した者が 157 名(56%)と半数以上が知っていることが分かりましたが、125 名(44%)は「知らない」と答えました。

また、災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いない」が 81 名(28%)、「分からない」が 112 名(39%)と大きな割合を占めました。

このことから、災害時に本対象者が安心して安全確保できる方法・手段の周知徹底が望まれると考えられ、さらには、コミュニティの強化も視野に入れる必要性が高いと思われます。

さらに、火事や地震・水害などの災害時に困ることは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」と回答した者が 116 名(34.4%)と最も多く、次いで、「投薬や治療が受けられない」と回答した者が 99 名(29.3%)と多く得られました。また、その他の内訳は、「透析ができない」、「薬がない」、「避難できてもそこで何をしたらよいかわからない」、「体調不良時が心配」などの回答でした。

本対象者の多くが、心身に課題を抱えていることが多くある為、いざという場合に対応可能な環境について情報共有が必要だと思われます。

(2) アンケート調査の結果(抜粋)

1) 障がい福祉サービスについて

本調査対象者は、全体的に各種サービスにおいて、現在「利用している」と回答した者が少なく、「利用していない」と回答した者の割合が多いことが分かりました。しかし、今後の利用希望についての問いには「利用したい」と回答した者も一定数認められました。

2) 教育や就労、社会参加について

平日日中の過ごし方について、「就労継続支援等」の作業中心の事業所に通うことが最も多く、次いで「自宅で過ごしている」が多いことが分かりました。また、3番目に多いのが「企業などで就労」との回答でした。

スポーツ・レクリエーション教室事業について 20%が利用しており、さらに、38%が今後も利用を希望していることから、一定の対象者が事業利用を希望していることが分かりました。

文化活動やスポーツ活動への参加しやすくなる大切な要素については、「障がいや病気のある人に配慮されていること」、「移動手段が確保されていること」が多い結果が得られました。

3) 福祉のまちづくりについて

一人で外出した時に困ったり不便に感じたりすることに関して、一番多く得られた回答は、「特に困っていることはない」(25.2%)で、次いで「移動の手段がない」(24.9%)でした。また、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションを取ることが難しい」(21.9%)が3番目に多い回答となりました。

将来どのように暮らしたいと考えているかについては、「家族と一緒に暮らしたい」が 107 名(39.6%)、次いで「一人で暮らしたい」が 55 名(20.0%)、「仲間と一緒に(グループホーム)に暮らしたい」が 47 名(17.4%)、「福祉施設(高齢者や障がい者施設)で暮らしたい」が 44 名(16.3%)でした。

4) 医療に関する状況について

医療について困っていることは、「特に困っていることはない」と回答した者が 98 名(29.0%)と一番多く、次いで、「医師に病気(症状・状態・疑問点など)が上手く伝えられない」と回答した者が 79 名(23.4%)と多く認められました。また、「医療費の自己負担の大変さ」を回答している者が 56 名(16.6%)いました。

5) 行方市の障がい福祉への取り組みについて

行方市の障がい福祉への満足度については、「満足している」(21.0%)、「普通」(73.0%)が半数以上の割合を占めていることが分かりました。特に満足度の高い項目は、「公共施設、まちなかの歩きやすさ、移動の便利さ」(36.0%)「入所施設や短期入所施設、グループホームの整備」(34.0%)で、満足度が低い項目は「行事やイベント、スポーツなど、地域での交流機会」(12.0%)でした。

6) 障がい者のための取り組みについて

地域でより良い生活を送るために、不足していると感じている取り組みは、「相談窓口や情報提供の充実」が93名(27.5%)と最も多く、次いで、「交通機関等、移動手段の整備」が83名(24.6%)と多く認められました。また、その他の項目の内訳は、重度障がい児のデイサービス、入院できる病院等でした。

7) 権利擁護について

差別経験については、70.0%が「ある」と回答し、学校・仕事場・医療機関等、外出先での差別経験が多い傾向にあることが分かりました。

成年後見制度に関しては、「名前も内容も知らない」が44.0%、「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」が34.0%と、認知度については低い傾向であることが分かりました。

8) 災害時の避難等について

火事や地震・水害などの災害時に避難する場所を知っているかの問いに「知っている」と回答した者は157名(56%)と半数以上が知っていることが分かりましたが、125名(44.0%)は「知らない」と答えました。

災害時にどのように情報を得ているかの問いには「テレビ・ラジオ」が90名(37.0%)、「スマホ」が74名(30.0%)でした。

災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかの問いには「いない」が81名(28.0%)、「分からない」が112名(39.0%)と大きな割合を占めました。

火事や地震・水害などの災害に困ることは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」と回答した者が116名(34.4%)と最も多いことが分かりました。

次いで「投薬や治療が受けられない」と回答した者が99名(29.3%)と多く得られました。また、その他の項目の内訳は、透析ができない、薬がない、避難できてもそこで何をしたらよいかわからない、体調不良時が心配等の回答でした。

9) 日常生活関連動作について

障がい者の半数以上がフレイル状態にあり、プレフレイルを含めると約8割が虚弱状態にさらされていることが分かりました。精神障がい者の閉じこもりは、約6割に達しており、かつ認知機能低下とうつ傾向が重複していることが分かりました。

10) 人とのつながりについて

人とのつながりについての問いには「仲間付き合いがほとんどない」が128名(46.0%)で、「たまにある」が100名(36.0%)、「よくある」が52名(18.0%)でした。

また、疎外されているかについては、「たまにある」が69名(25.0%)、「よくある」が36名(33.0%)と約半数が回答しました。また、「孤立しているか」については、「ほとんどない」が168名(60.0%)と半数以上の回答が得られました。

各手帳種別で人とのつながりにおいて、差があるか調べたところ、有意に精神障害者保健福祉手帳保持者において、孤独感を感じていることが分かりました。

4. これまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

本市では、障がい福祉行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、取り組むべき施策の方向性を明らかにすることで、より障がい者のニーズに合った施策が総合的に実施できるよう取り組んできました。特に、権利擁護の取り組みの充実、サービスの提供体制及び相談支援体制の充実、障がい児への支援体制の推進などの施策に、積極的に取り組んできました。

また、コロナ禍の影響により、施設の受入れ制限、サービス事業所の休止、利用控えなどが重なり、サービス利用者の停滞もありましたが、現在は利用者も増加傾向にあり、サービス量も以前の状況に回復してきている状況です。

● 数値目標

この計画では、柱となる施策ごとに福祉施設入所者の地域生活への移行者数や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数、福祉施設からの一般就労への移行者数など、数値目標を設定しました。実績としては、おおむね目標どおりに進捗しました。

障がい児については、児童発達支援センターの設置や重症心身障がい児への支援体制が滞っており、医療的ケア児とその家族を地域で支える体制づくりの協議の場が必要です。

● 障がい福祉サービスの見込み量(令和4年度末実績)

◆ 訪問系サービス

居宅介護は、一人あたりの利用日数・利用時間・実人数はやや減少傾向でした。今後は、国の基本指針により、精神科病院の入院者等、障がいのある人の地域生活への移行が進められています。障がいのある方が地域で一般住宅等に移行し、一人暮らしが増える見込みで、それに伴い居宅介護は生活の支援のため増える予想です。

重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援は利用実績がありませんでした。

訪問系サービスは、障がいのある方の地域生活を支えるうえで重要なサービスであることから今後もサービス提供体制の確保に努め、サービスの充実を図っていきます。

◆ 日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型など人数・日数ともに増加傾向です。福祉施設利用者の一般就労への移行を増やすよう目標値も設定しており、障がい者の就労支援については今後も利用者の増加が見込まれます。各事業者と連携し、障がい者雇用、就労機会の拡大に努めます。

就労選択支援は、令和6年度からの新規サービスです。今後、就労する際に必要となるサービスであることから制度の周知に努め利用を促進します。

短期入所については、緊急時の対応を含め、関係機関と連携し、利用の確保に努めています。

◆ 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)の利用人数は増加しています。今後についても、「親なき後」の生活を支えるため増加が見込まれます。

施設入所支援は、横ばいで推移しています。国は、施設入所者の地域移行を進め、入所

者数の削減を目標にしています。一方、施設への入所が必要な方に対しては利用できるよう努めます。

自立生活援助は、利用実績はありませんが、障がい者の地域移行が進められているため、今後少人数を見込んでいます。

◆ 障がい児通所系サービス

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用実績は、横ばいでした。

今後の見込量については、年少人口が減少していますが、令和5年度実績値同等で推移していくと見込まれます。

令和6年度から、こども課において、行方市こども発達支援センターが整備されます。子どもの発達の節目における健診や乳幼児期における成長・発達への不安をもつ親からの相談等において、早期療育を必要とするこどもが増えていることから、こども課や関係機関と連携を図り、早期治療・療育につなげる体制を充実させるとともに、事業所の確保に努めます。また、個々の障がいに応じた適切な就学ができるよう、保護者の理解を得ながら、保健・福祉・教育等における相互の連携を図っていきます。

◆ 相談支援(計画相談・地域移行支援・地域定着支援)

計画相談支援及び障がい児相談支援は、見込量も増加しています。

障がい者のライフプランとなるサービス等利用の計画については、モニタリングを含め、きめ細やかな支援を行う必要があります。さらに、サービスの利用者が増加傾向にあることから、相談支援事業の提供体制の確保も必要となっています。引き続き、県や事業所等と連携し相談支援専門員等の確保や育成に努めます。

また、地域移行支援・地域定着支援については、障がいのある人の生活に密着したものであることから、関係機関との連携を十分に行い、相談支援体制の連携強化に努めます。

(2) 今後の課題

これからの障がい者施策をすすめる際は、主に以下のような課題があげられます。この課題に積極的に取り組み、その実現に努めます。

● 権利擁護の推進

障がい者の自立及び社会参加を促進するため、障がい者に対する差別行為やその他の権利利益を侵害する行為を防止し、障がい者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進する必要があります。

特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がい者に対する障がいを理由とした差別が解消されるように取組んで行く必要があります。本市では令和5年12月に「行方市手話言語の普及に関する条例」が施行されました。今後は、必要かつ具体的な推進方針を策定し、合理的配慮に基づいた支援を行っていきます。

また、成年後見制度利用促進事業については、令和5年度から中核機関を社会福祉協議会に一部委託しました。今後は、体制整備及び啓発活動、利用促進等に取り組んでいきます。

● 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るなど、障がい者の地域生活を支援する各種施策の推進により、長期の施設入所から地域生活の移行を進める必要があります。

● 精神障がい者の入院医療から地域生活への移行

退院可能だが受け入れ条件が整わないことにより長期入院となっている精神障がい者に対し、地域生活への移行に向け、日中活動の場や住まいの場を確保するなど、地域で安心して暮らすことができる支援体制の強化を進める必要があります。

● 福祉施設利用者の一般就労への移行

障がい者の働きたいという思いを実現し、一般雇用を希望している障がい者が一人でも多く就職し、また職場に定着できるよう、雇用施策との連携を図りながら効果的な支援を進める必要があります。

● 発達障がい者、高次脳機能障がい者及びひきこもり者への支援

発達障がい者や高次脳機能障がい者に対する社会的な理解不足を解消し地域における支援体制の充実を推進し、医療機関、行政、就労支援機関等が連携し、生活を総合的に支援する必要があります。

また、ひきこもり者やその家族への相談支援体制の充実を図り、ひきこもり者の自立・回復を促進する必要があります。

● 相談支援体制の充実

全ての障がい者におけるサービス等利用計画が円滑に作成できるよう相談支援事業所の整備促進を図るとともに、地域において総合的な相談支援や専門的な相談支援を行えるよう相談支援の中核的な役割を担う機関(基幹相談支援センター)の設置を促進する必要があります。

● 障がい児への支援

重度の障がい等のため、外出が著しく困難な障がい児に対する支援や、人工呼吸器や痰吸引など医療的なケアを必要とする障がい児への支援等の課題に対応するため、障がい児通所・入所などのサービス提供体制を計画的に確保していく必要があります。

● 福祉人材の確保

施設・事業所において、質の高いサービスが安定的に提供できるよう、サービスの担い手となる福祉人材の養成・確保や資質の向上を図るとともに、職場定着の促進や離職者の再就職支援などを進める必要があります。

● 防災体制の確立

東日本大震災における障がい者への支援体制が十分でなかったことの反省を踏まえ、難行動要支援者情報の把握と共有化、個別計画の作成など、早急に防災体制を確立する必要があります。

また、障がい者支援施設等においては、防災組織体制や緊急応援連絡体制を整備するなど、安全体制を確保する必要があります。

第2部 行方市第3次障がい者計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすことができるまちづくりと、市民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域共生社会を目指して、「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」を基本理念とします。

2. 計画推進の基本的な視点

障がいがあっても住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などによる自立生活への支援体制の強化を図ります。また、学習や交流、就労などの場の充実や、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、障がい者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

(1)ともに支え合う福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリーについて取り組みを進めることで、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる地域社会の実現を目指す取り組みを推進します。

(2)誰にでもやさしい細やかな支援の展開

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域で気軽に相談を受けられる支援体制の充実を図り、市民が互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

また、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じたきめ細やかな支援を行い、障がいのある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対しても、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。

(3)障がい児が健やかに成長する支援体制づくり

障がいにかかわらず、子どもが地域でともにすこやかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。

3. 基本目標

(1)ともに生きる地域づくり

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、市民が障がいのある人に対する理解を深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がい者への偏見や、差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組み等を総合的に推進することが求められます。

障がいのある子どもへの支援においては、就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行や、教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援、学校卒業後の社会生活も視野に入れた切れ目のない支援が求められています。

(2)生きがいを感じる就労

障がい者が地域で自立して生活していくためにも就労は非常に大切です。障がい特性や障がいの状態に合った就労ができるよう、きめ細やかな相談支援を行うとともに、就労後の支援や離職後の再訓練など、障がい者ひとりひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

また、企業や関係機関と連携し、障がい者の一般就労への移行を支援します。

(3)すこやかな暮らし

障がい者の保健医療施策では早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障がい者の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。そのために、ライフステージに応じた生活習慣病の予防や、早期受診・早期治療への支援、治療の継続支援を行い疾病による重症化や障がいを予防することが大切です。

また、精神障がい者の地域移行を推進し、精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築に努めます。

障がい者が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。

(4)自立した生活

障がい者の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など地域生活支援事業の推進を図るとともに、鹿行圏域の関係機関と連携し、各種障がい福祉サービスの基盤整備と充実に努め、障がいのある人の多様なニーズに対応します。

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備が必要です。

また、福祉活動への支援やボランティアの育成について、関係機関との連携を図ります。さらに、障がい者の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意思疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するために移動手段を確保します。

(5)安全で快適な暮らし

障がい者が安心して暮らせるように、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協同し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を確保します。

さらには、防災に関する講演会等を開催し災害時の支援について啓発を行います。

(6)権利擁護の推進

障害者差別解消法を踏まえ、障がいにかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を行います。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障害など、より一層の理解が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいについて、その障がい特性や必要な配慮等に関する普及啓発に努めます。

令和4年には障害者差別解消法が改正され、障がい者の社会的障壁を取り除くため令和6年4月から「合理的配慮の提供」が事業者に義務付けられました。

本市においては、令和5年12月に「手話言語の普及に関する条例」が施行され、今後は手話に対する理解の促進や手話の普及啓発に努めます。

(7)スポーツや文化活動の推進

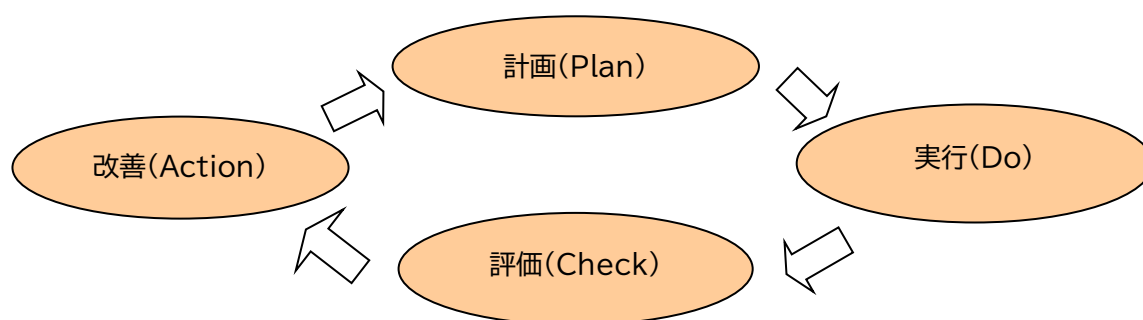
障がいのある人が身近な地域で、文化芸術活動やスポーツレクリエーション活動、余暇活動等に参加できるよう、活動内容の周知・啓発を行うとともに、意思疎通支援や、外出支援等の充実を推進し、社会参加の促進を図ります。

4. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

計画の円滑な推進を図るためには、計画の推進にあたっての責任体制を明確にするとともに、計画の進捗状況等についての評価や、評価の結果に基づいた課題の検討を適宜行う必要があります。

また、庁内関係各課の緊密な連携のもと、全庁的な施策の展開を図り、必要に応じて障がい者やその関係者が意見を述べることができる機会を設けることも必要です。

具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障がい者施策を推進します。



5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

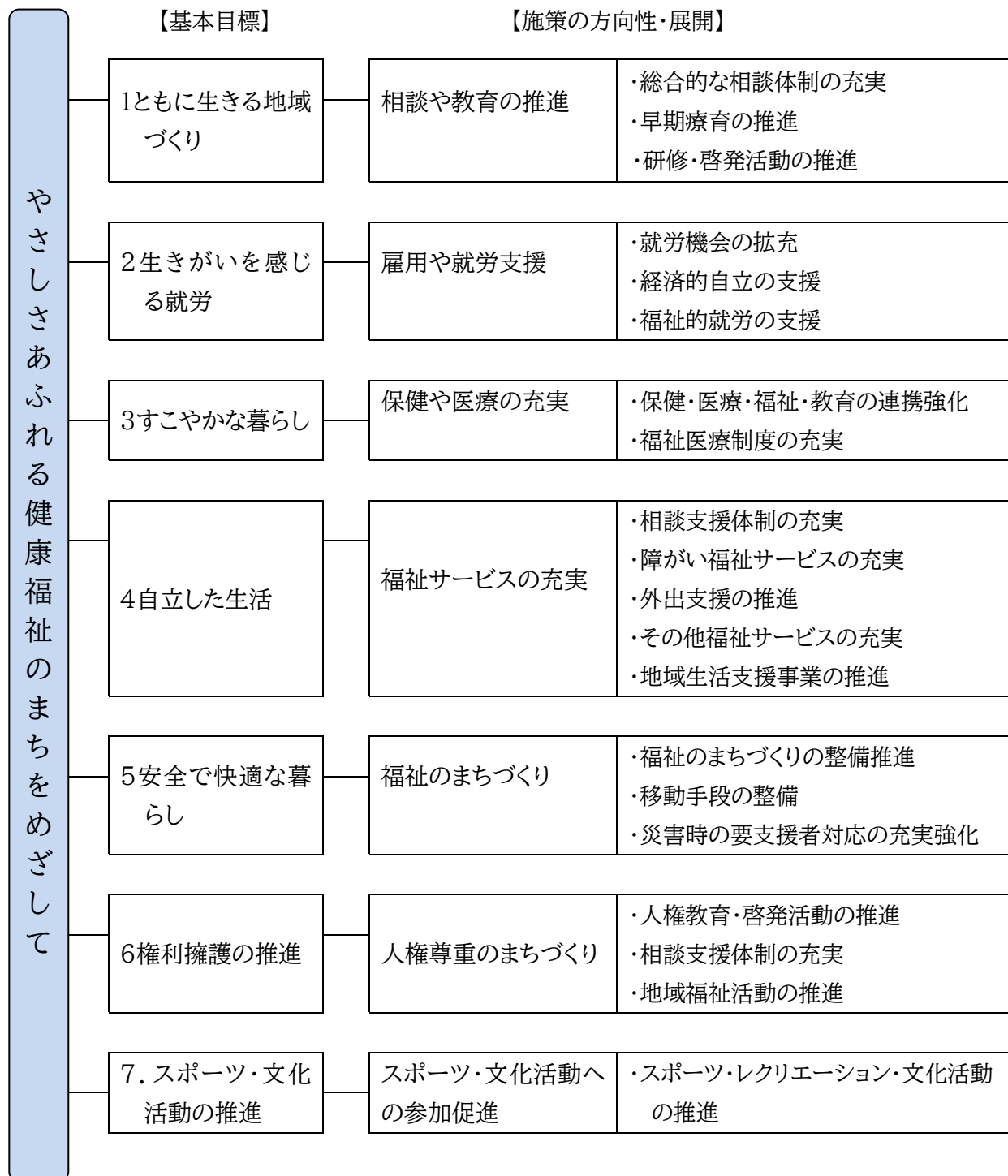
SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、障がいのある人々の最善の利益が実現される社会を目指します。

6. 計画の施策体系

【基本理念】



第2章 施策の展開

1. とともに生きる地域づくり

(1) 現状と課題

- ① 国の「障害者基本計画」では、分野別施策における基本方針として「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に対する国民理解を促進するため、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する」としております。

また、障害者基本法では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することとその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。

- ② 学校や職場、地域社会など、さまざまな場において、障がいに対する理解を深め、心理的なバリアフリー化を促進する取り組みが求められています。障がい者に対する正しい理解を推進するためには、子どものころから障がい者に対する理解を深めることが必要です。そのためには、小中学生に対する福祉教育の実施やボランティア活動を通じた障がい者との交流などを推進することが求められています。

(2) 施策の方向性

- ① 障がいによる差別・偏見をもたれることがない社会を目指します。
- ② 地域住民が障がいについての理解を深め、地域で障がい者を支えることができるよう、意識啓発活動を充実させるとともに、障がい者と日常的に交流できる機会をつくれます。
- ③ 教育・保育・保健・医療・障がい福祉等各分野の連携を強化し、支援体制を確立します。

2. 生きがいを感じる就労

(1) 現状と課題

- ① 障がい者の雇用については、働くことを希望する人が多い一方で、障がいの特性や職場の状況により長期雇用につながりにくいという実態があり、雇用主等への障がい者雇用に対する理解促進、処遇改善とあわせて、職場定着のための取り組みが求められています。
- ② 障がいのある子どもの保護者からは、学校を卒業した後の就労についての不安が大きいという声が多く寄せられ、卒業後の雇用機会の拡大のために、就労体験や職場実習の場と通勤手段等の確保のための支援が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障がい者が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、一般就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- ② 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障がいの特性に合った就労を支援します。

- ③ 就労支援関係機関と連携し、障がい者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。

3. すこやかな暮らし

(1)現状と課題

- ① 乳幼児健康診査や相談を充実し、虐待の予防・疾病の早期発見に取り組み、関係機関と連携して早期療育へつなぐ体制整備に努めています。また、日常生活関連動作のアンケート結果から障がい者の約8割が虚弱状態にさらされていることが分かりました。障がい者の高齢化に伴う様々な疾病等への対応が求められています。
- ② 医療機関における障がいに対する理解促進や合理的配慮の提供により、安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。
- ③ アンケート結果から精神障害者保健福祉手帳取得者において、孤独感を感じていることが分かりました。

(2)施策の方向性

- ① 障がいの早期発見・早期治療ができる体制を構築し、乳幼児期から社会で自立するまで切れ目のない支援を行います。
- ② 障がい者が地域で適切な医療を受け安心して暮らせる環境整備に努めます。
- ③ 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

4. 自立した生活

(1)現状と課題

- ① 相談支援事業について、専門的知識や経験を有する職員を配置し、質の高いサービスの安定的な提供に努めています。
- ② 障がい者支援のための各種制度やサービスの内容、利用方法等について、さらに適切で丁寧な情報提供が求められています。
- ③ 家族等の介助者の高齢化により将来への不安を抱える方が増加しています。地域で障がいのある人とその介助者等を支援するための体制の構築が必要です。
- ④ 家族の負担を軽減するための居宅介護や短期入所施設、グループホーム等が行方市に少ないので、それらのサービス提供体制の整備を促進する必要があります。

(2)施策の方向性

- ① 障がい者の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- ③ 障がい者が地域で自立して暮らしていけるよう、障がいに対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

5. 安全で快適な暮らし

(1) 現状と課題

- ① 一部の公営施設についてはバリアフリーとなっていますが、民間施設などでは対策ができていない状況もあります。
- ② 災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供や意思疎通支援体制の構築・強化、また福祉避難所の整備が必要です。
- ③ 公共交通機関が少ない地域に暮らしている障がい者の外出支援、移動支援を充実させる必要があります。

(2) 施策の方向性

- ① 障がいの有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- ② 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。
- ③ 防災に関する講演会を開催し災害時の対応について啓発を行います。
- ④ 福祉車両、乗り合いタクシー、福祉タクシー等の移動手段を確保します。

6. 権利擁護の推進

(1) 現状と課題

- ① 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいに関する差別の禁止と合理的配慮の提供についての意識が高まっていますが、障がい者へのアンケート調査で、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある・少しあると答えた人が7割と多く、制度の普及啓発の強化が課題です。
- ② 成年後見制度についても「知らない」と答えた人が81%と多く、障がいのある人の権利擁護を推進するため、制度に対する正しい理解と制度の普及啓発が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障がいの有無にかかわらず個人として尊重され、ひとりひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- ② 学校教育や社会教育の場において、障がいに対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- ③ 障がい者の権利擁護について、啓発活動を推進し、障がい者虐待及び障がいを理由とする差別の防止への取組を強化します。

7. スポーツ・文化活動の推進

(1) 現状と課題

- ① 障がい者が生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことは、健康づくりや生きがいづくり、さらにはリハビリテーションにも大いに役立つものです。障がい者が各自の体力や障がいの種類・程度に合わせてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各種スポーツ大会の充実や活動に関する支援に努めるとともに、指導者の養

成を図っていく必要があります。

- ② 障がい者が障がいの特性に応じてスポーツの指導を受けられ、身近にスポーツを楽しめる環境を充実させていく必要があります。
- ③ 障がい者が利用しやすいよう、スポーツ施設や文化施設のバリアフリー化を進める必要があります。
- ④ 公共交通機関が少ない地域に暮らしている障がい者の外出支援、移動支援を充実させる必要があります。
- ⑤ 障がい者の生活の質を高め、うるおいのある生活を実現するため、文化芸術活動への参加を積極的に支援していく必要があります。

(2) 施策の方向性

- ① 交流できるスポーツ環境の整備として、障がい者も健常者も共にスポーツができる機会を提供し、障がいに関係なく一緒にスポーツを楽しみ交流できる環境を目指します。
- ② 誰もが健康で豊かな生活が送れるよう、教育部門と連携して日常的な運動・スポーツ種目や指導方法について調査・研究します。
- ③ 障がい者スポーツ推進のためのコーディネーターとして、スポーツ指導員・スポーツボランティア・介助等ボランティアの育成・確保に努めます。
- ④ スポーツの効用に関する情報発信や、障がい者が「いつ、どこで、どのようにして」できるかという具体的な情報発信・普及啓発を推進します。
- ⑤ 障がい者の文化活動への参加に配慮した施策の充実を図ります。

第3部 行方市第7期障がい福祉計画

第1章 施策の方向性と施策について

1. 相談や教育の推進

<施策の方向性>

- 教育・保育・保健・医療・障がい福祉等各分野の連携を強化し、支援体制の確立を図ります。
- 障がいの早期発見・早期治療ができる体制を構築し、乳幼児期から就学後、卒業後の就労、ライフステージを通し切れ目のない支援を行います。
- 地域住民が障がいについての理解を深め、地域で障がいのある人を支えることができるよう、意識啓発活動を充実させるとともに、障がい者と日常的に交流できる機会の構築を図ります。

<施策>

(1) 総合的な相談体制の充実

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
療育相談の充実	① 療育支援事業において、心理職等の専門職と連携し相談支援の充実を図ります。 ② 小中学校巡回相談のコンサルテーションでは、児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等、関係職員と情報を共有し相談を実施します。 ③ 各園の巡回相談を専門職が実施し、支援の必要な児童やその保護者に対し個別相談に勧奨し、就学支援に繋がります。	社会福祉課 こども課 学校教育課
障がい児サポートネットワークの整備	① ケース会議等で関係機関の役割分担を明確にし、支援体制の整備を図ります。 ② 関係機関とのネットワークを活用し、支援体制を強化します。	社会福祉課 こども課 学校教育課
教育と福祉の協議の場の設置	① ケース会議等を通し、教育機関、保健福祉部門との相互理解を深め、障がいのある児童の支援充実のため協議を行います。 ② 特別支援学校との福祉行政相談会、移行支援会議、ハートフリーネットワーク会議、行方支部保護者会連絡会を開催し、協議の場を設置します。	学校教育課 こども課 社会福祉課

(2) 早期療育の推進

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
療育体制の整備	① 就学前児童のケースについては、降園後保育等との連携により、支援体制の充実を図ります。 ② 放課後児童クラブ等で発達面に課題のある児童等の対応については、関係機関と連携して、切れ目のない支援体制を推進します。	こども課 学校教育課 社会福祉課

児童：本市では、児童福祉法により就学前や就学後等の 18 歳未満の子どもを児童と表記しました。

(3) 研修・啓発活動の推進

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
関係機関従事者に対する研修・啓発	① 教育・福祉・保健など関係機関従事者に、それぞれのニーズに合った研修を実施し、発達障がいをはじめ、具体的な対応についての知識を深めます。	こども課 学校教育課 社会福祉課
保護者に対する研修・啓発	① 発達障がい者等に対する支援の充実を図るため、「ペアレントトレーニング」や「ふれあいペアレントプログラム」等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。	こども課 学校教育課 社会福祉課
市民への啓発	① 市の広報誌やホームページ、SNS 等を活用し、発達障がい等への正しい理解の普及・啓発を行います。	こども課 学校教育課 社会福祉課

2. 雇用や就労支援

<施策の方向性>

- 障がいのある人が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう一般就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障がいの特性に合った就労を支援します。
- 就労支援関係機関と連携し、障がい者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。
- 障がい者の困窮を防ぎ、経済的な自立を支援するために、各種年金や手当の周知を図ります。

<施策>

(1) 就労機会の拡充

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
就労先の情報提供	① 障がい者雇用制度の普及・啓発に努めます。 ② ハローワーク、常陸鹿嶋雇用対策協議会等と連携し「障がいのある方のための求人」について情報提供に努めます。	社会福祉課 商工観光課
就労支援体制の充実	① ハローワークと連携した障がいのある人の職業訓練や、障がい者就業・生活支援センターとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。	社会福祉課 商工観光課
雇用主・従業員等への理解啓発	① 市内企業の雇用主、従業員全てが障がいのある人について、理解を深めるための啓発をハローワーク等と連携して行うよう努めます。	社会福祉課 商工観光課
障がい者雇用機会の拡大	① 障がいのある人が自身の能力と希望に合った就労方法を選ぶよう関係機関と連携し、情報収集・提供の充実に努めます。 ② ハローワーク等と連携し、障がい者向けの職業相談を実施するとともに、障がい者と企業の双方に向けた雇用に関する情報の発信を強化します。	社会福祉課 商工観光課

(2) 経済的自立の支援

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
各種手当の周知	① 各種手当(障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当)受給要件に該当する方に対して、書面での通知や広報等による周知に努めます。	社会福祉課
各種年金の周知	① 障害基礎年金等の要件に該当する可能性がある方には、関連する機関と連携して、請求手続き等の案内に努めます。	国保年金課 社会福祉課

(3) 福祉的就労の支援

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
障害者優先調達の推進	① 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障がい者就労施設への仕事の確保を支援します。	社会福祉課
事業所の自主製品の振興の促進	① 市役所等に就労支援事業所の自主製品等の展示コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。(市内事業所に限る)	社会福祉課
就労定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援	① 障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がい者の就労継続・職場定着のため、障がいのある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の利用の促進に努めます。 ② 茨城障害者職業センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細やかな支援を行います。	社会福祉課

3. 保健や医療の充実

<施策の方向性>

- 障がい者が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

<施策>

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携強化

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
保健・医療・福祉・教育の連携強化	① 保健、福祉、医療、教育関係機関等との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。 ② 在宅医療、介護保険サービス、障がい福祉サービスを切れ目なく一体的に提供するために、関係機関との連携を強化します。	社会福祉課 こども課 介護福祉課 健康増進課 国保年金課 学校教育課
健康づくりの推進(疾病の予防と早期発見、重症化予防等)	① 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療のため、特定健診、人間ドック等、各種健康診査への受診を推進します。 ② 特定保健指導、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業、重症化予防事業等、関係課と連携し疾病による障がいの予防に努めます。 ③ ライフステージに応じた生活習慣病の予防や、早期受診・早期治療への支援や、治療の継続支援を行うことで重症化予防を推進します。	国保年金課 健康増進課
乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見(健診・相談)	① 幼児健診のスクリーニングに医師や視能訓練士、歯科医、心理士が携わることにより、発達障がいや疾病の早期発見・早期治療、予防接種の勧奨等の支援を行います。5歳児健康相談には特別支援相談員が同席し、就学支援に繋がります。 ② 就学前の児童の健康状態を把握し、発育発達や疾病異常に関する問題点を把握するため、学校保健法に基づき就学児健康診断を実施します。 ③ 保健・医療・福祉・教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、障がいのある児童に関する相談支援を推進します。 ④ 発達障がいを含めた障がいの早期発見、虐待を予防するため、各種健診事業等の充実を図り、相談体制の充実に努めます。	こども課 学校教育課

精神保健対策の充実	① 心の悩みに対して、「こころの健康相談」を定期的に実施します。 ② こころの健康づくりに関する講演会を年 1 回開催し、精神保健の充実を図ります。	健康増進課
精神障がい者等の地域移行支援	① 精神障がい者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。また、地域へ移行するための受入体制の整備や居場所の確保を図ります。 ② 精神障がいに対する理解の促進を図り、地域の関係機関と連携し「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」を推進します。	社会福祉課

(2) 福祉医療制度の充実

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
医療費に対する助成制度と広報	① 障がいのある人が適切な医療を受けられるよう、医療費の助成制度の安定的な制度運営に努めます。 ② 公的医療費助成制度の周知に努め、適切な受給を支援します。	国保年金課 社会福祉課

4. 福祉サービスの充実

<施策の方向性>

- 障がいのある人の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- 障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、障がいに対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。
- 障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備に努めます。

<施策>

(1) 相談支援体制の充実

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
障がい者相談支援事業	① 指定相談支援事業者や障がい児相談支援事業者の確保に努め、障がい者(児)相談支援の充実・強化を図ります。 ② 地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実努めます。 ③ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置等、総合的な相談支援体制の充実・強化を図ります。	社会福祉課

(2) 障がい福祉サービスの充実

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
訪問系サービスの充実	① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護などを提供し、居宅での生活を支援します。 ② 訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 ③ 介護保険の訪問介護事業所に対し、障がい福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実を図ります。	社会福祉課

日中活動系サービスの充実	① 障がいのある人が自立した生活を送るための日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援B型等)を提供します。 ② 日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。	社会福祉課
短期入所支援の充実	① 障がいのある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実を図ります。 ② 鹿行圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。	社会福祉課
補装具費の給付	① 障がいのある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。	社会福祉課
施設から地域生活への移行の推進	① 介護保険の訪問介護事業所に対し、障がい福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ② 地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ③ 市内の空き施設等を障がい福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課

(3) 外出支援の推進

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
福祉タクシー利用券交付事業	① 障がいのある人(等級要件有り)に対し、タクシーの利用券を交付し、外出支援を行います。	社会福祉課
福祉車両やボランティアの活用	① 行方市社会福祉協議会が管理する福祉車両の活用を支援します。 ② 福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、行方市社会福祉協議会と連携を図ります。	社会福祉課 介護福祉課

(4) その他の福祉サービスの充実

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
各種障がい者手当等の支給	① 特別障害者手当・障害児福祉手当等の各種手当を支給します。	社会福祉課
各種制度の広報・啓発	① 広報誌、ホームページ、なめがたエリアテレビ、パンフレット等を活用し、各種制度の周知と利用促進に努めます。 ② 「障がい者の福祉制度一覧」等により、各種制度の周知・啓発を図ります。	社会福祉課
指定難病患者等への支援	① 障害者総合支援法の対象となる難病等について周知を図り、対象者又は対象児の保護者に対し、福祉サービスの利用や難病患者見舞金の支給等の支援を行います。	社会福祉課

(5) 地域生活支援事業の推進

1) 必須事業

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
理解促進研修・啓発事業	① 地域住民等を対象に、障がい福祉の関係法令や障がい特性について理解を深めるためのイベント・研修会の開催や啓発活動を行います。 ② 手話通訳士とろう者を講師として、市内の小学校や企業等において講演会や手話教室を開催します。	社会福祉課 学校教育課
自発的活動支援事業	① 障がいのある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的活動(ピアサポート、災害対策活動、孤立防止活動、ボランティアの養成・活動等)を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	社会福祉課

障がい者相談支援事業の強化	① 障がい者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、関係機関と情報を共有し連携強化に取り組めます。 ② 相談支援事業の評価や困難事例への対応に係る協議・調整を行います。 ③ 地域の実情を踏まえた総合的な相談支援を実施するため基幹相談支援センターの設置を進めます。	社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	① 成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい、精神障がい、認知症のある人に対し、制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。 ② 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、より普及啓発に力を入れていきます。今後は、制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、相談支援窓口を拡充し支援していきます。	社会福祉課 介護福祉課
成年後見制度法人後見支援事業	① 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見や市民後見を実施する体制等について関係機関と協議をし、実施に向けて取り組んでいきます。	社会福祉課 介護福祉課
意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	① 聴覚、音声・言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	① 障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、実情に合わせた適正な日常生活用具を給付します。	社会福祉課
手話奉仕員養成研修事業	① 手話奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ることで、障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課
移動支援事業	① 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためのホームヘルパーを派遣します。	社会福祉課
地域活動支援センター事業	① 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を通じて、障がいのある人の地域活動を支援します。	社会福祉課

2) 任意事業

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
訪問入浴サービス事業	① 身体に重度の障がいのある人に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課
日 中 一 時 支 援 事業	① 障がいのある人の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。	社会福祉課
社 会 参 加 促 進 事業	① 障がいの有無に関わらず、交流を深めることができるスポーツ・レクリエーション活動の提供、支援を進めていきます。また、在宅の障がいのある方の参加が増えるよう働きかけに努めます。 ② 身体障がい者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行います。	社会福祉課

5. 福祉のまちづくり

<施策の方向性>

- 障がいの有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

<施策>

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	① 既存施設については、障がいのある人の利用頻度の高いものからバリアフリー化を進めます。 ② 公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。	資産経営課 都市建設課
職場環境の改善促進	① 障がい者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、障がい者雇用への理解及び職場環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 商工観光課
住宅改修による在宅生活支援	① 手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修や福祉用具貸与等により、介護保険サービスと調整しながら相談支援体制の充実に努めます。 ② 障がいのある人の実情や希望を把握し、自立支援に必要な改修費の適正な給付に努めます。	社会福祉課 介護福祉課

(2) 移動手段の整備

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
道路や歩道などの交通環境の整備	① 道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ② 道路新設や改良の際に、歩道の段差解消、障がい物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	道路維持課 都市建設課
移動手段の確保の支援	① 利用者の移動手段を確保するため、社会福祉協議会の福祉車両の活用、福祉有償運送制度の活用、及び行方市乗り合いタクシー等の利用を促進します。 ② 障がいのある人(等級要件有り)に対し福祉タクシー利用券を交付しタクシーの活用を促進します。	介護福祉課 社会福祉課

(3) 災害時の要支援者対応の充実強化

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
避難行動要支援者への対応強化	① 災害時の福祉避難所の確保に努め、「避難行動マニュアル」や「土砂・洪水災害時の避難支援マニュアル」等を策定するなど、障がい者の避難支援体制を整備します。ろう者や聴覚障がい者への文字等による避難誘導等の情報提供に配慮していきます。 ② 独居高齢者、重度障がい者等の避難行動要支援者名簿を作成・管理し、各地域の区長・消防団・民生委員らの関係者ととともに、災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ③ 民生委員・児童委員、地区(自主防災組織)、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの要支援者支援体制の構築を図ります。 ④ 自主防災組織等の訓練に、障がいのある人等が参加し、避難時の課題を抽出することで、災害時の避難行動要支援者への対応を強化します。 ⑤ 介護保険分野において、介護事業所同士の災害時の支援体制の整備を推進します。	総 務 課 社会福祉課 介護福祉課
防犯対策の推進	① 障がい者(児)支援施設・福祉サービス事業所等、障がいのある人が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ② 障がい者が犯罪にまき込まれないよう、地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発を行います。	総 務 課 社会福祉課
交通安全対策の充実	① 障がいのある人等、交通弱者への交通マナー向上のため、交通団体等においてドライバーなどへの街頭キャンペーン及び立哨活動等、啓発活動を実施します。	総 務 課

6. 人権尊重のまちづくり

<施策の方向性>

- 障がいの有無にかかわらず個人として尊重され、ひとりひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- 学校教育や社会教育の場において、障がいに対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- 障がい者の権利擁護について、啓発活動を推進し、障がい者虐待及び障がいを理由とする差別の防止への取組を強化します。

<施策>

(1) 人権教育・啓発活動の推進

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
学校での人権教育・福祉教育の推進	① 一人一人の児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さも認めることができるようにするため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取組を推進します。 ② 教育委員会と行方市社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動を行うことで福祉と人権教育の推進を図ります。	社会福祉課 学校教育課
社会教育等での人権教育・福祉教育の推進	① 障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。 ② 人権教育の推進を重要視し、青少年育成行方市民会議、青少年相談員研修会において、「ホーム」「三人兄弟」等の視聴覚教材を活用し、人権意識の向上等を図ります。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課

(2) 相談支援体制の充実

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
障がい者差別と虐待の防止	① 障がい者差別に関しての相談支援体制の充実、対応や解決に向けた支援を継続していきます。 ② 障がい者虐待防止や合理的配慮について、普及啓発を強化していきます。 ③ 障がい者虐待防止に関して普及啓発を行い、虐待の未然防止を図り、早期発見・早期対応に向けて体制整備の充実を図っていきます。	社会福祉課 こども課 学校教育課
情報提供体制の確立と情報の共有化	① 広報紙、なめがたエリアテレビ、ホームページ等の情報提供において、あらゆる合理的配慮を推進し、障がいのある人への情報保障に努めます。 ② 点字、手話、要約筆記など、障がいの特性に応じた支援を行い、障がいのある人への情報提供体制を確立します。 ③ 障がいのある人を支援する民生委員・児童委員、相談員、関係団体等に、障がいを理由とした差別の解消や合理的配慮に関する情報を積極的に提供し協力体制を構築します。	政策秘書課 事業推進課 社会福祉課

(3) 地域福祉活動の推進

施策名(事業)	具 体 的 な 取 り 組 み 内 容	担 当 課
ボランティア団体への支援の充実	① 社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。	社会福祉課
地域住民意識の向上	① 社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意識啓発、ボランティア活動の情報を提供することで、市民ボランティアの参加を促します。	社会福祉課
地域における相互交流と社会参加促進	① 障がいのある人やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。 ② 市が実施する各種イベントを通じて、障がいのある人の地域社会との交流の機会を提供します。	社会福祉課

7. スポーツ・文化活動への参加促進

<施策の方向性>

- 交流できるスポーツ環境の整備として、障がい者も健常者も共にスポーツができる機会を提供し、障がいに関係なく一緒にスポーツを楽しみ交流できる環境を目指します。
- 障がい者スポーツ推進のためのコーディネーターとして、スポーツ指導員・スポーツボランティア・介助等のボランティアの育成・確保に努めます。
- 障がい者の生活の質を高め、うるおいのある生活を実現するため、文化芸術活動への参加を積極的に支援していく必要があります。
- 公共交通機関が少ない地域に暮らしている障がい者の外出支援、移動支援を充実させる必要があります。

<施策>

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
障がい者スポーツ振興事業	① 市民や障がいのある人に対し、スポーツ活動の機会を設け、障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいに対する理解と認識を深め、選手及び指導者の技術向上を図ります。 ② 「ボッチャ大会」「行方市障がい者スポーツ講習会」の開催など関係機関と連携しイベントへの参加や運動の機会を提供します。 ③ こども・高齢者・障がいのある人が誰でも参加できるスポーツ交流イベントとして令和4年度から「みんなのスポーツフェスティバル」を開催しています。スポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るためのイベントを内容の充実を図りながら実施していきます。	生涯学習課 社会福祉課
講座・教室等の開催	① 在宅の障がいのある方の参加が増える働きかけに努め、障がいのある方及びその家族が参加し、スポーツを楽しむことで、社会参加・交流を図れるよう取組を強化します。 ② 障がいのある人でも参加できるパソコン教室等の講座や、車いす等でも参加できる学習の機会の充実を図ります。	生涯学習課 社会福祉課
移動支援の充実	① 屋外において、単独での移動が困難な障がい者へ、外出時の移動を支援する福祉サービスを提供し、スポーツや文化活動等へ参加する機会の充実を図ります。	社会福祉課 事業推進課

第2章 計画期間の成果目標の設定

1. 令和8年度の成果目標の設定

第7期の障がい福祉計画では、国の基本指針に基づき計画の最終年度である令和8年度を目標年度として、次の項目について数値目標を定めます。

- (1)福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)発達障がい者等に対する支援
- (6)相談支援体制の充実・強化等
- (7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者(以下、「施設入所者」という)のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、令和8年度末までに地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する者の数値目標を設定することとされています。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の成果目標】

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行すること。

【目標値の設定】

区 分	数値
【実績値】 令和4年度末入所者数	73人
【目標値】 地域生活移行者数	5人

② 施設入所者数

【国の成果目標】

令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度の末時点の施設入所者から5%以上削減すること。

【目標値の設定】

区 分	数値
【実績値】 令和4年度末入所者数	73人
【目標値】 削減見込	4人

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

行方市では、保健・医療・福祉関係者による連携会議を関係課、関係機関と定期的に行っています。今後は関係機関に協力を継続していただきながら連携会議を充実させていきます。

【国の成果目標】

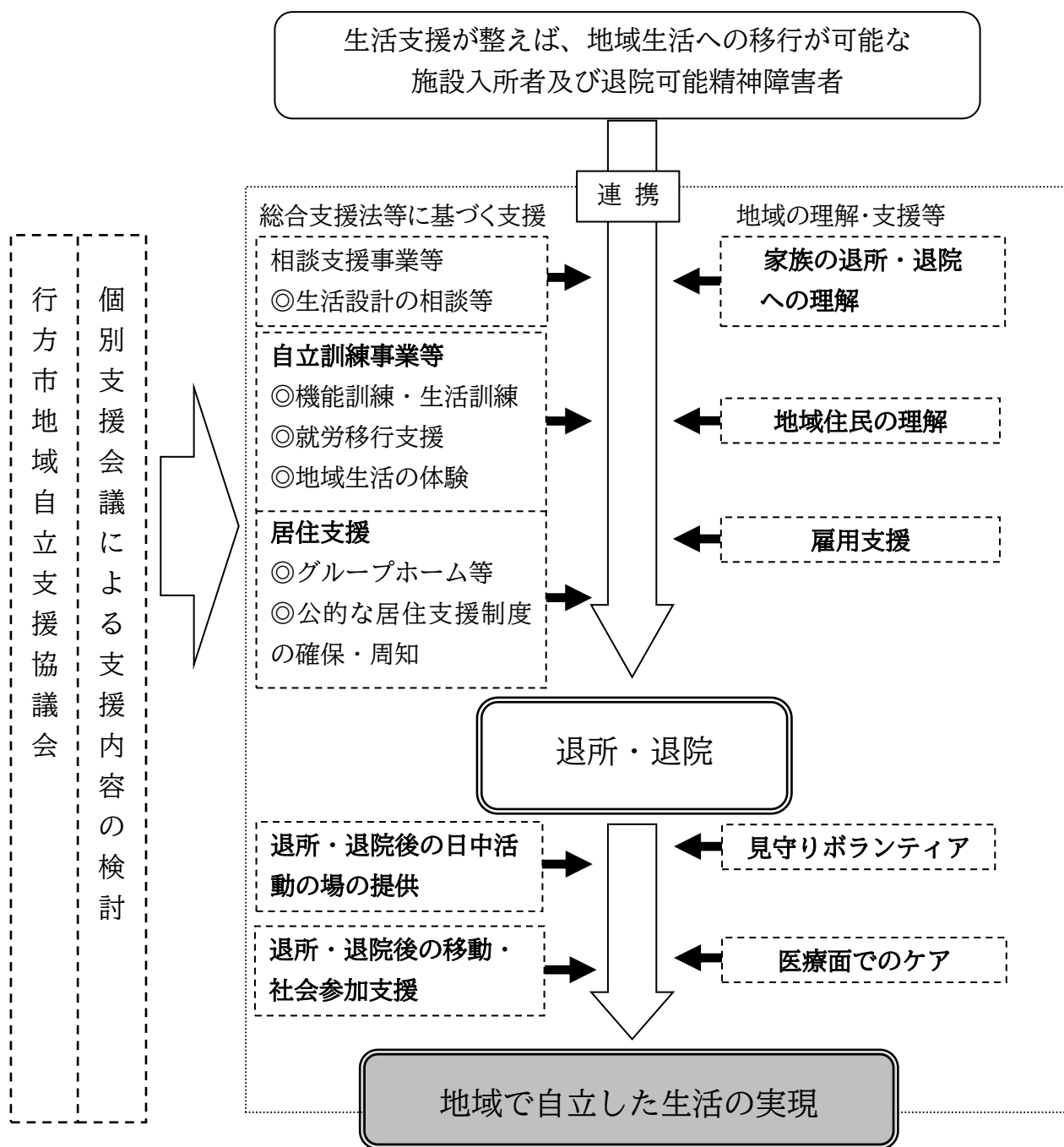
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数を設定する。
- ◇精神障がい者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数を見込むこと。

【目標値の設定】

区 分	令和 3 年度 実績値	令和 4 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 6年度 目標値	令和 7年度 目標値	令和 8年度 目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回	1回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	27 人	10 人	20 人	20 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	0 回	0 回	1 回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	—	—	—	1 人	1 人	2 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	—	—	—	1 人	1 人	2 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	—	—	—	22 人	24 人	26 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	—	—	—	1 人	1 人	2 人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	—	—	—	1 人	1 人	2 人

※令和5年度においては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた研修会(協議の場)」を精神保健福祉センター・潮来保健所の協力により開催しました。

【地域生活への移行支援体系】



成果目標 3 地域生活支援の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域(以下、「圏域」という。)において、少なくとも一つは整備を進めることが国の基本指針により定められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

行方市では、地域生活拠点の整備について、緊急時の受入対応体制の整備から準備しています。自立支援協議会を年 1 回以上実施していることから、地域生活支援拠点の整備のため協議会において検討を進めます。

【国の成果目標】

令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保し、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、各市町村または各圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。【新規】

【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の数	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1 回	1 回	1 回

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

行方市には、就労継続支援B型事業所が8箇所あり、常陸鹿嶋公共職業安定所と障がい者就業・生活支援センターまつばっくりと連携し、就労移行の充実を図り、目標値の実現を目指します。

また、支援の必要な18歳未満の者の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進、及び高齢の障がいのある人に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めていきます。

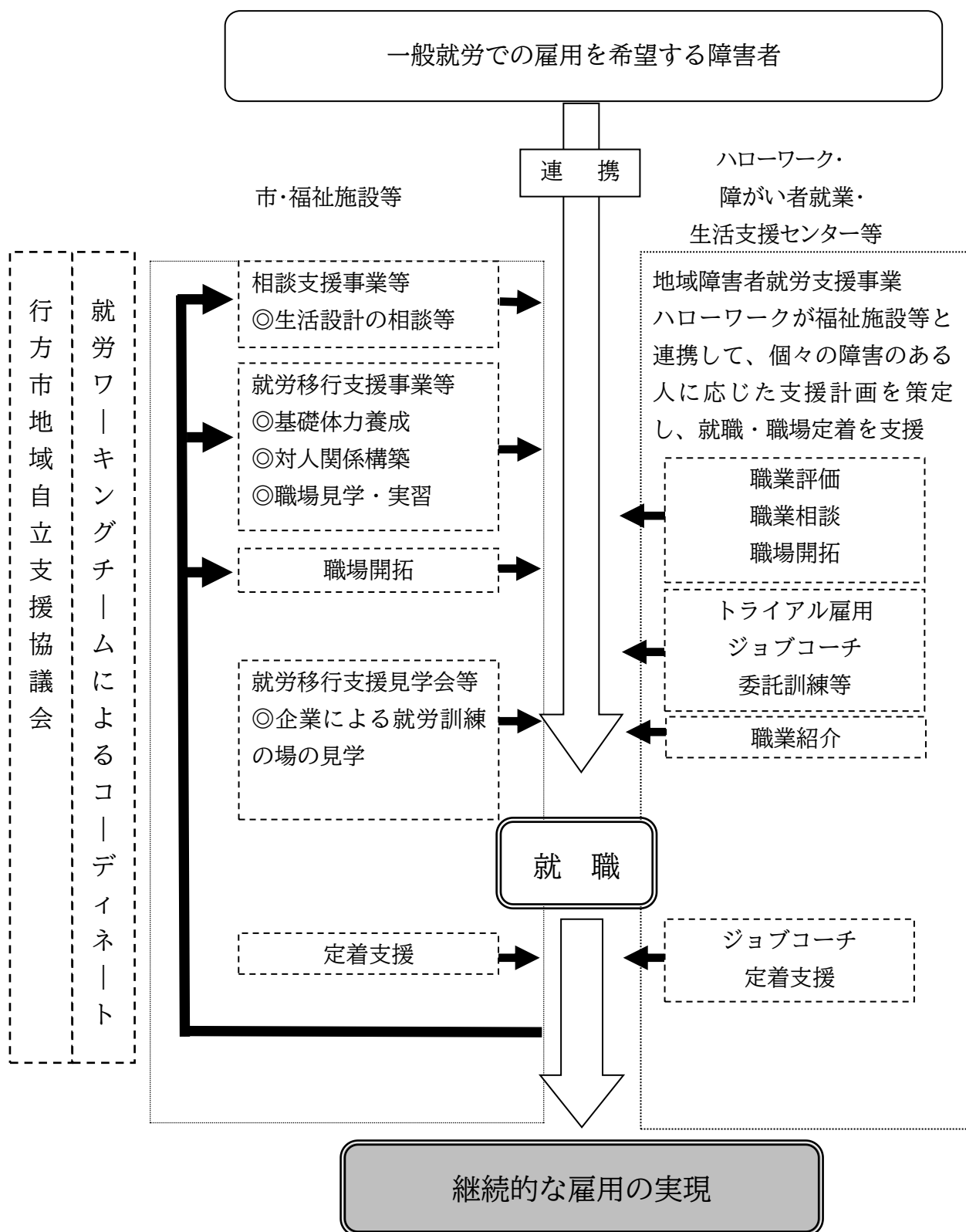
【国の成果目標】

区 分	指 針
福祉施設から一般就労に移行した者	令和3年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者	令和3年度実績の 1.31 倍以上
就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者	令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上
就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者	令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上【新規】
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の 1.41 倍以上
就労定着率	令和8年度中に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【目標値の設定】

区 分	令和3年度 実績値	令和8年度 目標値
令和8年度中の一般就労者数	2人	6人
令和8年度中の一般就労移行者数(就労移行支援)	1人	2人
令和8年度中の一般就労移行者数(就労継続 A 型)	0人	2人
令和8年度中の一般就労移行者数(就労継続 B 型)	1人	2人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	市内に就労移行支援事業所がないことから目標は設定しない。	
令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	0人	2人
就労定着率	市内に就労定着支援事業所がないことから目標は設定しない	

【雇用と福祉の連携による就労支援体系】



成果目標 5 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本方針に基づき、発達障がい者等に対する支援を推進します。

行方市では、発達障がい者等に対する支援の充実を図るため、発達障がいに関する様々な問題に対して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。

令和6年度からこども課内にこども発達支援センターが整備されるため、発達障がい者等に対する支援をより充実させていきます。

【国の成果目標】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)を見込むこと。
- ペアレントメンターの人数を見込むこと。
- ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

【目標値の設定】

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	14 人	15 人	15 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数【支援者】	9 人	10 人	10 人
ペアレントメンターの人数	0 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	2 人	2 人

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化するため、計画相談支援の対象者を原則、障がい福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等、相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。行方市では、自立支援協議会においても協議検討をしながら基幹相談支援センターの設置に向けて準備していきます。

【国の成果目標】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。【新規】

【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

成果目標 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

行方市では、多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の質を向上させる体制の構築を図っていきます。

【国の成果目標】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上をさせるための取組を実施する体制を構築すること。

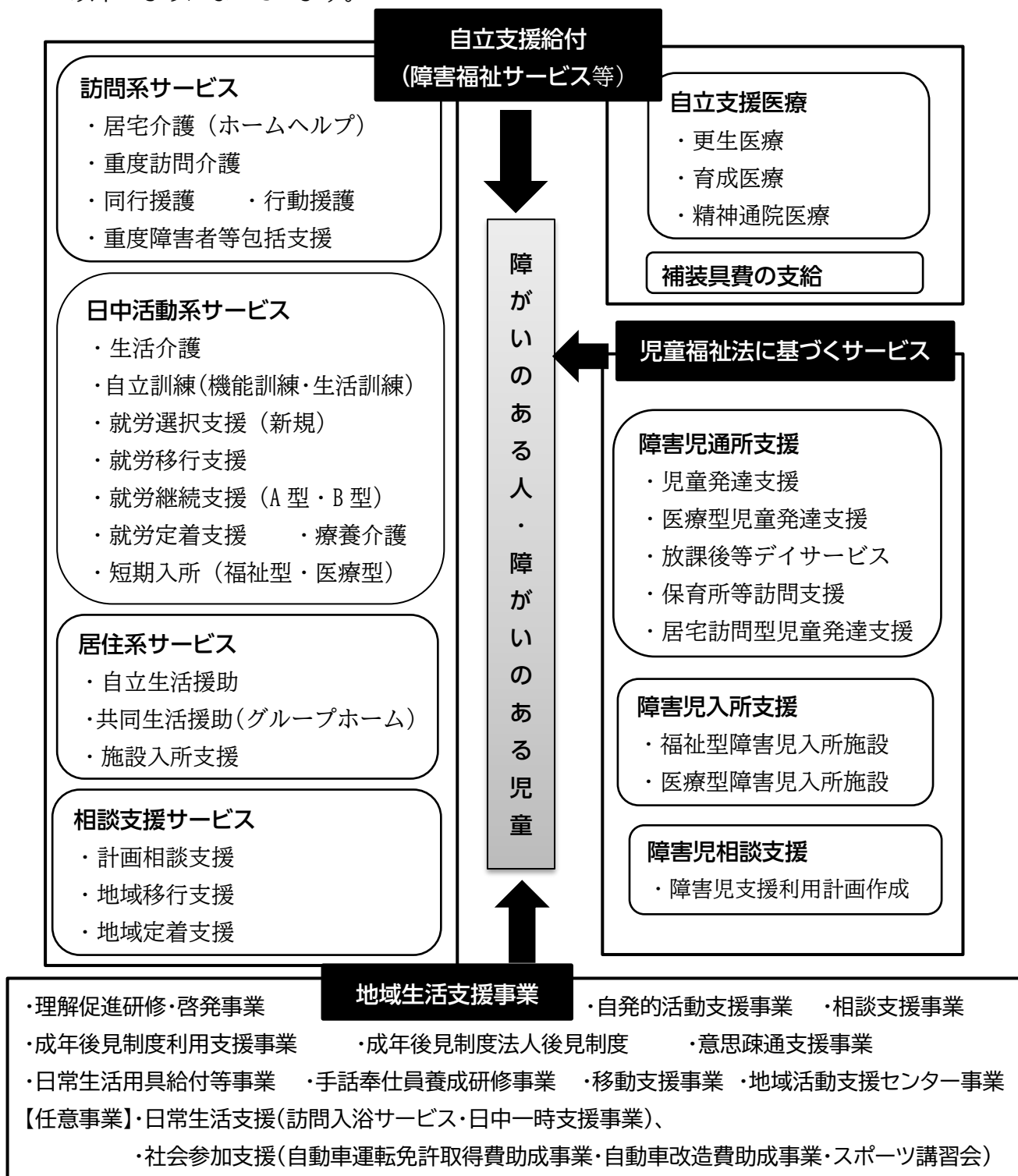
【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る 各種研修その他の研修への参加	有	有	有
障がい者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有

第3章 障がい福祉サービス等の利用実績と必要量の見込み

1. 障がい福祉サービス等の体系

障がい者及び障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は以下のようになっています。



2. 障がい福祉サービスの見込量の設定

本市は、令和8年度の目標値の実現に向けて、障がい福祉サービス及び相談支援の各サービスについて第1期から第6期までの実績や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和6年度から令和8年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。当市において、利用ニーズは年々高まっています。

第7期のサービス見込量の確保にあたっては、施設入所者の地域生活への移行や精神障害者の地域移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービスの提供が不可欠となります。また介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込量については、適切な支給量となるように勘案し、過少又は過多にならないように努めていきます。

また、居宅介護支援事業所は市内にありますが、ここ数年のサービス実績の上昇をみると、近隣の事業所も活用しながら支援を進めている状況です。そのため、より一層のサービス基盤の確保も必要です。

事業名	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がい者により、行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅に置いて入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活上に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に 同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護、排泄、食事等の介護の他、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人等で会って、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的にを行います。
----------------	---

【実績及び見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
居宅介護	実利用者人数	65	63	62	62	63	64
	延利用時間	960	880	960	970	980	990
重度訪問介護	実利用者人数	0	0	0	0	1	1
	延利用時間	0	0	0	0	120	120
同行援護	実利用者人数	5	5	5	5	5	5
	延利用時間	75	124	116	130	140	150
行動援護	実利用者人数	0	0	0	0	1	1
	延利用時間	0	0	0	0	27	27
重度障害者等 包括支援	実利用者人数	0	0	0	0	0	1
	延利用時間	0	0	0	0	0	24

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練等の他、日中の居場所づくり等があり、日中の生活支援の重要な拠点となっています。

第7期のサービス見込量は、障がいのある人が望む地域生活を実現するにあたり、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図り、見込み量の確保に取り組めます。第6期までの実績や、今後の特別支援学校卒業生の進路の見込みなども勘案します。

なお、令和6年4月の障がい者総合支援法の改正により創設される※就労選択支援は、利用者ニーズや参入事業者の動向等に注視することとして、本計画期間中の利用者数は見込みません。

生活介護は、「ケアホームひなたぼっこ」・「いきいきサポートセンターコスモス館」・「サポートセンターいきいき」の3事業所で実施しています。

就労継続支援B型事業所は「ドリームハウス」・「フリーダム」・「いもや」・「ステラ」・「かすみがうら作業所」・「ブレイクタイム五町田事業所」・「さくら」・「絆ネクサス」の8事業者で実施しています。

就労継続支援A型事業所・就労移行支援事業所は市内にはなく、近隣の事業所を利用しています。圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、就労継続支援A型事業所・就労移行支援事業所の提供体制が整うように努めます。今後は、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所等と併設した多機能型事業所への設置に向け働きかけ、就労の継続を図っていくことが必要です

事業名	事業の内容
生活介護	障がい者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供の他、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法等その他の必要なりハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する周相談及び助言等の支援を行います。

就労選択支援 (新規)	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項等を整理し、本人の希望に応じて、能力等に合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 A型(雇用型)	一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力を高めて、最終的には一般就労への移行を目指します。
就労継続支援 B型(非雇用型)	一般企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人、就労移行支援を利用したが就労等に至らなかった人、その他一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力を高めて、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労への移行をした障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療的ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における看護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (福祉型)	自宅で介護を行っている人が病気その他の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護及びその他必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休憩)としての役割も担っています。

【実績及び見込量】

(単位:人・日)

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	見込	見込	見込
生活介護	実利用者 人数	119	118	116	116	117	117
	延利用時間	1,348	1,334	1,349	1,319	1,290	1,262
自立訓練 (機能訓練)	実利用者 人数	2	1	1	2	3	4
	延利用時間	21	32	24	24	36	48
自立訓練 (生活訓練)	実利用者 人数	1	1	1	2	2	3
	延利用時間	20	12	12	24	24	36
就労選択 支援(新規)	実施の有無				—	—	—
就労移行 支援	実利用者 人数	15	17	9	10	13	15
	延利用時間	148	152	158	164	170	176
就労継続 支援A型	実利用者 人数	24	28	33	35	37	39
	延利用時間	243	282	361	400	440	480
就労継続 支援B型	実利用者 人数	120	131	128	130	133	136
	延利用時間	1,248	1,397	1,432	1,460	1,490	1,520
就労定着 支援	実利用者 人数	0	0	1	1	1	1
	延利用時間	0	0	12	12	12	12
療養介護	実利用者 人数	5	5	5	5	5	5
	延利用時間	60	60	60	60	60	60
短期入所 (福祉型)	実利用者 人数	6	8	7	10	12	14
	延利用時間	57	54	62	70	82	94
短期入所 (医療型)	実利用者 人数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0

(3)居住系サービス

共同生活援助は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。最近では、精神科病院を退院して自宅に戻らず、共同生活援助(グループホーム)を利用しながら、服薬管理や金銭管理等の生活環境を整えるための支援を受けて生活を希望する利用者が増加傾向にあります。

また、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行を進めることや地域の生活の場としての期待が高まることから、精神科病院や入所施設と連携を図るとともに、本人の希望や生活能力を理解した上で障がい福祉サービスの活用等により、地域生活への移行を促していきます。

福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。(現状はこれらを踏まえ見込量の確保に取り組みます。)

また、施設やグループホームを退去した障がいのある人が安心して地域で生活する上での生活力や理解力を補うため、自立生活援助の見込量の確保に取り組みます。

強度行動障がいのある方については、施設入所の受入先が少ないことが課題です。

市内には、入所施設はありませんが、共同生活援助(グループホーム)は、「すずらんハウス」、「いもやホーム」、「ケアホームひなたぼっこ」、「銀河館」の4事業所があります。

事業名	事業の内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排泄又は食事に介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【実績及び見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	推計	見込	見込	見込
自立生活 援助	実利用者 人数	0	0	0	0	1	1
	延利用 時間	0	0	0	—	—	—
共同生活 援助	実利用者 人数	36	43	50	56	62	69
	延利用 時間	427	471	552	600	648	696
施設入所 支援	実利用者 人数	69	73	72	72	73	73
	延利用 時間	827	816	812	824	830	836

(4)計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人又はその家族が、障がい福祉サービスを利用することで自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものです。利用者の心身の状況や、置かれている環境、抱える課題の解決やサービスの利用に関する意向等を考慮して、適切なサービスの利用に向け、サービス利用計画・モニタリング等を作成します。個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援します。

平成 27 年4月より、障がい福祉サービスの支給決定に先立ち、全ての利用者がサービス等利用計画の作成が義務化されたことから、計画相談事業所等へ働きかけて相談支援専門員の育成をはかり増員を目指します。

地域移行、地域定着支援については、平成 30 年 12 月より茨城県精神障がい者退院後支援計画マニュアルが施行されたことにより、関係機関と連携して利用促進に努めます。

事業名		事業の内容
計画相談支援		障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供と必要な便宜を供与するほか、障がい福祉サービスの利用申請時に「サービス等利用計画書(案)」を作成し支給決定後のサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
地域 相談 支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

【実績及び見込量】

事業名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		実績	実績	推計	見込	見込	見込
計画相談支援	実利用 者数 人/年	336	341	345	350	360	370
地域移行支援		0	1	0	1	2	2
地域定着支援		0	0	0	1	2	2

3. 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスに係る給付と並んで、障がいのある人及び障がいのある児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営む上で極めて重要な事業と位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量は、第1期から第6期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業では、障がい福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないように、地域の住民等の意識の高揚を図る研修・啓発活動(教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。

事業実施の内容・形式・方法については、毎年度検討を図り有効な形式により実施します。特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めます。

② 自発的活動支援事業

この事業は障がいのある人等やその家族、地域の住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。自発的活動は主にピアサポート(交流会活動)、地域の災害対策活動、孤立防止(見守り)活動、社会的活動(障がいのある人等自身によるボランティア活動、社会復帰活動)支援、ボランティアの養成や活動の支援等を想定しています。

特定の者のみが事業に携わるのではなく、より多くの障がいのある人等やその家族、地域住民が関わるよう努めます。

③ 相談支援事業(障がい者相談支援事業の強化)

相談支援事業は、身近な地域の相談の場として、本人のニーズに寄り添い、地域生活への移行や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ自己決定に必要な提案、助言、支援をするというきわめて重要な役割が期待されています。市の窓口の他に、相談支援事業所に相談業務を委託して利用計画の作成等を進めていきます。

障がいのある人が、地域でスムーズに相談支援を受けられるよう支援体制を整備し、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。

相談者数も増えており、障がい福祉サービス提供量増加の現状があり、また複雑かつ多様な課題も増えていることから相談支援専門員の育成を行い、増員を図ることが求められています。

また、相談支援事業の充実と機能強化を図るために相談支援事業所とともに、地域自立支援協議会の個別会議や専門部会等と連携し課題解決に努めます。

年 度 事 業		単 位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援 事業	障がい者相談支援事業(メイプル)	箇所	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	—	有	有	有	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する費用や後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の利用を促すことにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

年 度 事 業		単 位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業		人	1	1	1	2	2	2

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業となっています。

今後の対応策としては、成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修の実施や法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築等について検討していきます。

年 度 事 業		令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

⑥ 意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能の障がいがあるために、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行い、障がいのある方とそのほかの者の意思疎通を支援する事業です。今後も、茨城県聴覚障がい者協会への委託により実施します。事業に関する周知を行いながら、日常生活において手話通訳を必要としている人の利用促進を図ります。

事業 \ 年度	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者	3	3	3	3	3	3
	延利用者	22	29	40	40	40	40
要約筆記者派遣事業	実利用者	0	0	0	0	1	1
手話通訳設置事業	実設置者数	0	0	0	0	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、介護・訓練支援用具等の給付やストマ用装具等の排泄管理支援用具等の給付を行います。

今後も日常生活用具を必要とする障がいのある人への事業の周知を図るとともに、用具をスムーズに給付できるよう、障がいのある人等をはじめ事業者や関係者との連携を図り、サービス提供の確保に努めます。

事業 \ 年度	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具等給付	介護・訓練支援用具 (特殊寝台・特殊マット、特殊尿器、移動用リフト等)	1	0	5	3	3	3
	自立生活支援用具 (入浴補助用具、歩行支援用具、車椅子用段差昇降機等)	2	3	1	3	3	3
	在宅療養等支援用具 (透析液加温器、電気式たん吸引器、ネブライザー等)	1	4	2	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器、盲人用時計、人工喉頭等)	8	1	5	4	4	4
	排泄管理支援用具 (ストマ用装具・付属用具、紙おむつ等)	112	105	99	115	115	115
	居宅生活動作補助用具 (居室・玄関・トイレなどの住宅改修)	0	1	0	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

令和5年12月21日、手話を普及するための「行方市手話言語の普及の促進に関する条例」が施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関して定められました。手話奉仕員養成研修事業については、鹿行手話奉仕員養成委員会へ委託し、近隣市及び関係機関と連携を図り、手話奉仕員の養成を進めていきます。

事業 \ 年度	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修修了者数	講習終了者数	3	3	3	3	3	3

⑨ 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会生活を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある方について、外出の支援を行うものです。障がいのある方が積極的に社会に参画できる手段として、利用者のニーズが多岐にわたっているため状況に応じた柔軟な対象範囲や利用方法で実施すること等を含めて、引き続き事業所と協力し移動支援サービスの充実に努めます。

事業 \ 年度	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 (褒の会・ハートケア)	実人数	6	8	8	8	8	8
	延人数	194	127	100	100	100	100

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、在宅の障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業であり、地域の実情に応じて柔軟に実施するものです。社会福祉法人やNPO法人に委託して実施していきます。

事 業 \ 年 度		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	I 型	箇所	1	1	1
	メイプル(精神)	人	4	4	4
	Ⅲ型	箇所	2	2	2
	れいめい(精神)	人	1	1	1
	ドリームハウス(知的・身体)	人	10	10	10

(2)任意事業

その他、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

事業 \ 年 度		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活 支援	訪問入浴サービス	実件数	4	2	2	2	2	2
		延人数	126	58	48	48	48	48
	日中一時支援事業	実件数	18	21	24	24	25	26
		延人数	678	860	860	872	900	910
社会 参加 支援	自動車運転免許取得費 助成事業	件	1	1	0	1	1	1
	自動車改造費助成事 業	件	0	1	3	1	1	1
	スポーツ講習会	回数	2	2	2	2	2	2

第4章 計画の点検及び評価

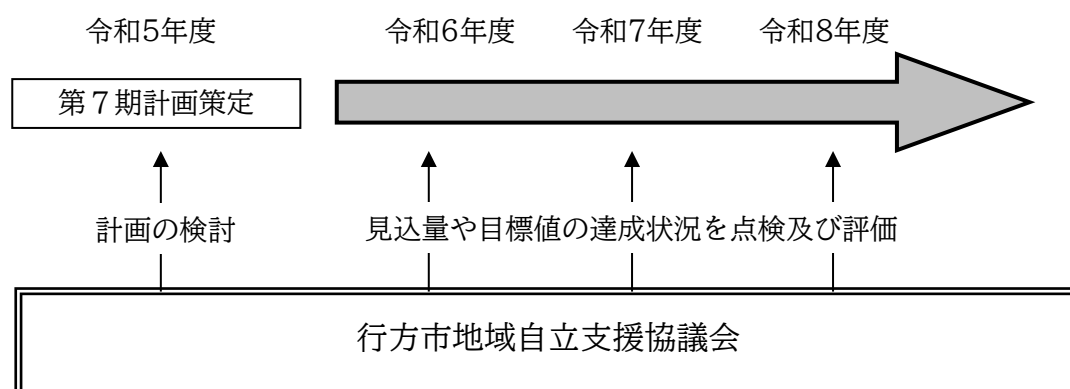
1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

福祉施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

2. 点検及び評価体制

今後は、「行方市地域自立支援協議会」が計画を点検及び評価する役割を担い、関係機関の参加のもとで、毎年度点検・評価を実施します。



3. 自立支援協議会の役割

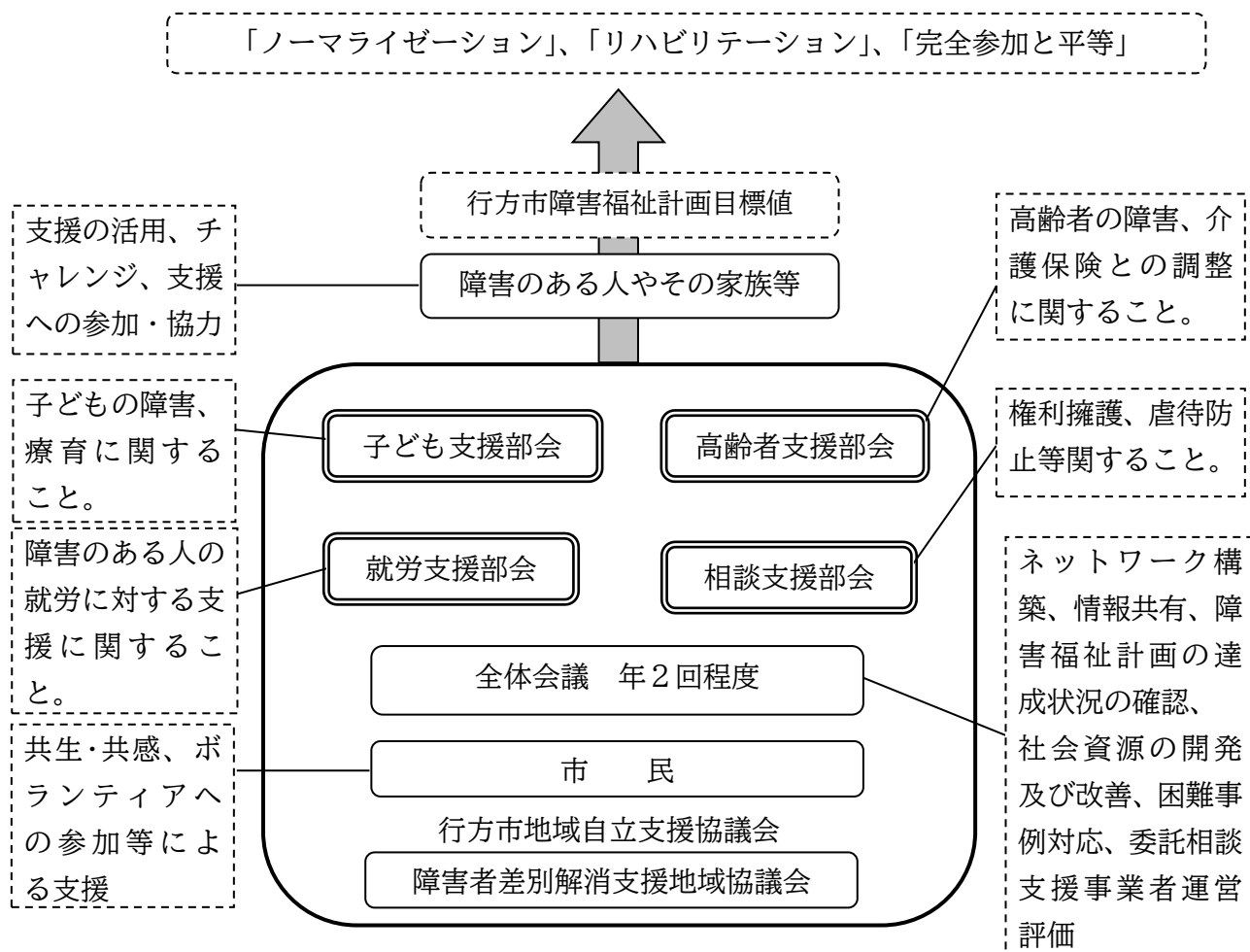
行方市地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

- ・福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- ・行方市障がい福祉計画の達成状況の確認
- ・地域の社会資源の開発及び改善
- ・困難事例の対応の協議
- ・個別の支援検討会議

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成しますが、専門部会として①子ども支援部、②高齢者支援部、③就労支援部、④相談支援部を設置しており、必要に応じ専門部毎の課題に対して検討会議を開催し、全体会議で深めていきます。

【行方市地域自立支援協議会の役割と運営のイメージ】



第4部 行方市第3期障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画

1. 障がい児福祉計画について

障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的に自立することを支援するためには、一人ひとりの状況に応じた療育が大切です。小学校への就学も見据え、乳幼児期から関連機関と連携し、年齢に応じた切れ目のない支援をしていく必要があります。

平成 24 年4月の児童福祉法の改正により、障がいのある児童への福祉サービスの拡充が図られました。身近な地域で支援を受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保を図ることになりました。

また、平成 28 年5月に児童福祉法が再び改正され、平成 30 年4月から障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため「居宅訪問型児童発達支援」が創設されることになりました。

令和3年9月には、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明文化した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、支援を推進していくことが求められています。

障がいの早期発見や家族支援など、多様なニーズに対応できるよう保健・医療・福祉・教育等、関係各課、関係機関等の連携を強化し、より一層総合的な支援体制の構築に努めます。

本計画は、障がい児通所支援、障がい児相談支援等のサービス提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標、及び見込量を確保するための方策を定めます。なお、国の基本指針に基づき、障がい児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すためのこども発達支援センターの設置及び、保育所等への支援の充実
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
※こども発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援を目指します。

2. 障がい児福祉サービスの内容

(1) 障がい児通所支援

事業名	内 容
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童が対象になります。授業の終了後または休校日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供するなどの支援を行います。

(2) 児童発達支援

事業名	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童が対象になります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型発達支援	上・下肢又は体幹に障がいのある就学前の児童が対象になります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある児童が対象になります。児童発達支援センターなどから居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・小学校に通う障がいのある児童が対象になります。児童発達支援センターなどから施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(4) 障がい児相談支援

事業名	内 容
障がい児相談支援	障がいのある児童が障がい児通所支援等（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用するために、障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して障がい児支援利用計画を作成します（障がい児支援利用援助）。また、通所支援開始後、定期的なモニタリングを行い、障がい児支援利用計画を見直す（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

第2章 計画期間の成果目標の設定

1. 第3期計画における成果目標の設定

障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

成果目標 1 児童発達支援センターの設置

行方市における療育支援においては、令和2年4月より健康増進課内に療育支援グループが設置され、早期相談・早期療育を関係機関と連携し継続的に行われてきました。

また、令和6年4月から、児童福祉法の改正に伴い、こども課に「こども家庭センター」が設置されます。こども課内に「行方市こども発達支援センター」も整備され、専門的な取り組みを実施することで「こども家庭センター」が総合的な窓口として円滑にサービス提供出来るよう一助を担い、総合的に支援体制が構築できます。児童発達支援センターと同様の機能を持ち、より身近に幅広い市民のニーズに対応しながら支援できる「こども発達支援センター」としてさらに充実させていきます。

【国の成果目標】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること。

【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行方市こども発達支援センターの設置	有	有	有

成果目標 2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

行方市では、「巡回相談支援」として、市内の幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校へ巡回訪問し、保育所等訪問支援の対象となる児童以外にも範囲として各園・各学校のニーズに応じた支援を行っています。それを基盤として今後も「こども発達支援センター」として訪問での支援を充実させ、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、こども課、保育園、認定こども園、幼稚園、教育委員会等と緊密な連携により民間事業所による保育所等訪問支援の実施体制の確保にも努めます。

【国の成果目標】

令和8年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築すること。

【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有	有

**成果目標 3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援
及び放課後等デイサービス事業所の確保**

行方市では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、鹿行圏域内のサービス提供事業所へ働きかけ、関係する鹿行5市と連携を図りながら、令和8年度末までに事業所の確保に努めます。

障がいのある児童に対する日中一時支援や放課後等デイサービスの利用者は増加していますが、市内で利用できる事業所はまだ少ないため、他市の施設を並行して利用する場合も多くみられます。身近な地域でサービスを受けられるような支援体制が望まれています。

【国の成果目標】

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。

【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0か所	0か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	0か所	0か所	1か所

**成果目標 4 医療的ケア児に対する協議の場の設置
及びコーディネーターの配置**

行方市では、医療的ケア児の支援に対して、保健・医療・福祉・教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員等の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を総合調整できるコーディネーターの配置に取り組めます。

【国の成果目標】

令和8年度末までに、医療的ケアの必要な児童(医療的ケア児)が、適切な支援を受けられるよう、協議の場を設けるとともに必要とする多分野(保健・医療・障害福祉・保育・教育等)にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【目標値の設定】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の設置	無	無	有
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

第3章 障がい児福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障がい児福祉サービスの見込量の設定

(1)障がい児通所支援

項 目		単 位	第2期利用実績			第3期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等 デイサービス	計画値	利用人数 (実人/月)	25	25	26	40	41	42
	実 績		34	39	39	—	—	—
	計画値	利用日数 (人日分/月)	300	300	312	400	410	420
	実 績		330	447	410	—	—	—

(2)児童発達支援及び医療型発達支援等

項 目		単 位	第2期利用実績			第3期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	7	8	9	12	13	14
	実 績		10	9	11	—	—	—
	計画値	利用日数 (人日分/月)	84	96	108	132	143	154
	実 績		117	138	113	—	—	—
医療型発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	0	0	1
	実 績		0	0	0	—	—	—
	計画値	利用日数 (人日分/月)	12	12	12	0	0	12
	実 績		0	0	0	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	利用人数 (実人/月)	1	1	1	1	1	1
	実 績		0	1	1	—	—	—
	計画値	利用日数 (人日分/月)	12	12	12	12	12	12
	実 績		0	11	12	—	—	—

- 児童発達支援は、子どもの発達の節目における健診や乳幼児期における成長・発達への不安を持つ親からの相談などにおいて早期療育を必要とするこどもが増えていることから、こども課や関係機関と連携を図り、「こども発達支援センター」を基盤とした地域支援体制の構築を行うとともに、民間事業所の確保や連携に努めます。

また、個々の障がいの特性に応じた適切な就学ができるよう、専門職の見立てを参考に、学校教育課による早期からの就学相談、学校見学を踏まえて、保護者の意向に寄り添いながら、就学先の決定を支援していきます。

- 医療型発達支援は、肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等)を行うものです。

医療型児童発達支援の利用実績はありませんでしたが、今後は「こども発達支援センター」の専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の活用を検討、また民間事業所の確保に努めます。

- 居宅訪問型児童発達支援は、自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行うものです。近隣市に居宅訪問型事業所ができたことにより、令和4年度より利用できるようになりました。

身近な地域で療育支援を受けることができるよう事業所を確保し、さらに連携に努めるとともに、「こども発達支援センター」の専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の活用を検討します。

(3)保育所等訪問支援

項 目		単 位	第2期利用実績			第3期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等 訪問 支援	計画値	利用人数 (実人/月)	0	0	0	1	1	1
	実 績		0	0	0	—	—	—
	計画値	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	12	12	12
	実 績		0	0	0	—	—	—

(4)障がい児相談支援

項 目		単 位	第2期利用実績			第3期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児相談支援	計画値	利用人数 (実人/月)	37	38	39	53	55	57
	実 績		44	49	51	—	—	—

障がい児相談支援は、障がい児通所支援を利用するすべての児童に障がい児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証(モニタリング)や事業所等との連絡調整等を行うものです。利用状況は児童発達支援・放課後等デイサービスの利用と共に増加していくものと見込んでいます。

障がいのある児童が年齢に応じた切れ目のない支援を実現するため、障がいのある児童の受け入れ体制の充実に努めるとともに、障がいの早期発見や家族支援等、多様なニーズに対応できるよう保健・保育・医療・教育・就労支援等の関係各課、関係機関等の連携を強化し、総合的な支援体制の構築に努めます。

資料編

○行方市障害者計画策定委員会設置要綱

平成18年6月20日
行方市告示第56号

(設置)

第1条 行方市障害者基本計画並びに同障害福祉計画(以下「障害者計画」という。)について審議するため、行方市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者計画を策定に関する事項
- (2) その他障害者計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 権利擁護関係者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 障害者関係団体関係者
- (6) 企業・就労支援機関関係者
- (7) 障害者等の教育機関関係者
- (8) 高齢者介護等の関係機関関係者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) その他市長が必要と認める者

(平 29 告示 30 の2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係する委員以外の者に対し、会議への出

席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第6条 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を、市長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 30 号の2）

この告示は、公表の日から施行する。

平成 19 年 12 月 26 日

告示第 119 号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、行方市相談支援事業実施要綱(平成 19 年行方市告示第 117 号)第 11 条第2項の規定に基づき、行方市(以下「市」という。)に在住する障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が地域で安心して生活できるよう支援し、自立及び参加を図るため、保健、医療、福祉、教育、就労等各種サービス提供について、総合的に調整し、連携することを目的とする行方市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 障害者の就労の促進及び社会との交流に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (6) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (7) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (8) 行方市障害福祉計画の進捗状況の評価、進行管理等に関すること。
- (9) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項
(令2告示 83・一部改正)

(組織)

第3条 協議会に全体会議及び個別ケア会議を置く。

2 全体会議の委員は 30 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 権利擁護関係者
- (2) 相談支援事業関係者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 福祉サービス事業所関係者
- (5) 障害者関係団体関係者
- (6) 企業・就労支援機関関係者
- (7) 障害者等の教育機関関係者
- (8) 高齢者介護等の関係機関関係者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) その他市長が必要と認める関係機関等の関係者

3 個別ケア会議の委員は、前項に掲げる者で実務を担当しているものその他必要な関係者(以下「職員等」という。)で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、全体会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第6条 会議の開催は、次のとおりとする。

(1) 全体会議 会長が必要に応じて招集する。

(2) 個別ケア会議 必要に応じ、適時開催する。

2 個別ケア会議の進行は、出席した職員等から互選する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年行方市条例第 41 号)の定めるところにより支給する。

(事務局)

第9条 この協議会の事務局は、市民福祉部社会福祉課に置く。

(令2告示 24・一部改正)

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この告示の施行日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 21 年3月 31 日までとする。

附 則(平成 20 年告示第 24 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第 24 号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第 83 号)

この告示は、公表の日から施行する。

○行方市障害者計画策定委員会・行方市地域自立支援協議会委員名簿

委員

番号	氏名	所属	職名
1	濱田 拓也	行方市社会福祉協議会	事務局長補佐
2	野村 達也	地域活動支援センター メイプル	理事長
3	松本 直行	生活支援センター 風「Foo」	管理者
4	根本 公夫	茨城県水郷医師会	副会長(根本皮膚科院長)
5	額賀 淳尾	土浦協同病院 なめがた地域医療センター	言語聴覚士
6	市村 彰伸	鹿島更生園 相談支援事業所(鹿嶋市)	相談支援専門員次長
7	吉田 隆行	たまりメリーホーム (小美玉市)	生活相談員
8	原 喜美子	行方市身体障害者福祉協議会	会長・身体障害者相談員
9	堀越 美和子	鹿島特別支援学校PTA行方支部	支部長
10	岩木 幸子	常陸鹿嶋公共職業安定所	就職促進指導官
11	伊東 典子	いきいきサポートセンター コスモス館	理事長
12	永作 賢司	ケアホーム ひなたぼっこ (～R6.1.3)	施設長
13	茂木 俊朗	ケアホーム ひなたぼっこ (R6.1.4～)	サービス管理責任者
14	久保田 旭宣	障害者就労支援事業所 さくら	理事長
15	田口 直己	絆Nexus	施設長
16	佐藤 政雄	茨城県立鹿島特別支援学校	教頭
17	伊藤 安子	在宅介護支援センター あそうの郷	介護支援専門員
18	坂本 俊一	特別養護老人ホーム 玉寿荘	施設長
19	理崎 道子	行方市民生委員児童委員協議会	会長

○行方市障害者計画検討委員会設置要項

平成 18 年6月 20 日

告示第 57 号

(設置)

第1条 行方市障害者基本計画並びに同障害福祉計画(以下「障害者計画」という。)の策定を行うため、行方市障害者計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者計画を策定するための検討に関する事項
- (2) その他障害者計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長部局及び教育委員会部局職員のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係る職員に対し、会議への出席を求め、当該事業等について説明、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

発 行 令和6年3月

企画・編集 行方市 市民福祉部 社会福祉課

茨城県行方市玉造甲 404 番地

TEL 0299-55-0111



